

ノヴゴロド裁判法 試訳と注釈

松木 栄三

はじめに

ノヴゴロドは12-15世紀にロシア北西部で繁栄した特異な貴族共和政体の中世都市国家である。ノヴゴロド裁判法（Новгородская Судная грамота 以下ときに応じてНСГと略記）はプスコフ裁判法（Псковская Судная грамота 以下ときに応じてПСГと略記）とともに14-15世紀ロシアの代表的な「成文法」で、共和制時代後半におけるノヴゴロドの政治、行政に関する基本史料のひとつである。現存するНСГはこの法の末尾が欠落していることもあり、現在ではНСГの全体像を知ることが出来ない。また合計42条から成るНСГは裁判手続きや裁判所構成だけに焦点を当てており、ПСГのように社会経済史研究の資料にもなるといった内容的広がりには欠けている（ПСГは120条構成で完結している）。しかし15世紀ノヴゴロド国家の裁判機能を中心にした行政制度を伝える根本史料の一つであることは間違いがない。

НСГおよびПСГの制定過程では民会に体现される都市共同体が立法の主体として前面にたち、裁判制度を中核とする国家行政制度においても公の占める比重は二次的で、公の裁判権は都市共同体の裁判と結合した共同裁判の形態、それも後者が優位に立った共同裁判の形態で登場する。この点で公のイニシアティブが優位に立つキエフ時代の『ルースカヤ・プラウダ』や、モスクワ時代の一連の『スジェブニキ』と政治的性格を異にしている。またノヴゴロドでは、公と市長（ポサードニク）による共同裁判は主に刑事事件、大主教（ヴラドゥイカ）とその代官は教会裁判のほか土地に関する世俗の訴訟事件、千人長（トイシャツキー）は主に商業上の取引に関する訴訟事件を管轄するというように、公ならびに選挙で選ばれる都市共同体代表者とのあいだには、裁判の対象によるある種の法的権能の分担が行われていた側面もみられる。

ノヴゴロドには以前から公との条約やハンザとの条約のような形で条文化された政治的特権や慣習は存在したが、НСГのような国家の固有の法集成の体裁をとった成文化がすすめられたのは一般には15世紀になってからと考えられている。東西にモスクワ公国とリトワニア公国という2大強国が急速に勃興してその政治的自立性が脅かされ、国際的な地位の不安定化がすすんだために、ノヴゴロドは東西の両国と交互に盟約関係を結び両者を互いに対立ないし牽制させあう外交政策をとったが、どちらと盟約を結ぶにしても条約中にノヴゴロドの権利を明確にしておくことが肝要であり、ノヴゴロド固有の慣習法や条約上の伝統的な特権を成文化しておく具体的必要が生じたからであろう。内政上だけでなくしばしば外交上の必要もまた法の成文化の契機となった。1456年にはモスクワ大公ヴァシーリイ2世がノヴゴロドの諸法を承認し、1470年にはリトワニア大公カジミエシ4世が条約でノヴゴロドの特権を認めている。しかし翌1471年の戦争でモスクワに敗北したノヴゴロドはモスクワ大公の権利の強化の承認と引き替えに、かろうじて伝統的な特権を維持した。以下に試訳を試みる唯一現存する『ノヴゴロド裁判法』のテキストは、このようにモスク

ワ側の影響力が著しく強化された 1471 年の状況下で編纂されたものである。

以下で本稿が企図しているのは、ノヴゴロドの行政と国家の構造を研究する一助として第一に、『ノヴゴロド裁判法』の写本とその刊行、条項区分、編纂年代、条文の構成などこの文書の基本的事実を概観すること（Ⅰ）、第二に、本法の全条文テキストの邦文試訳を作成して条文ごとに最低限の注釈を付すこと（Ⅱ）であり、中心目標は後者に置くこととしたい。訳としては邦文試訳のほか、対比参照の便を考慮してソヴェト時代のすぐれたロシア中世史家ジミンおよびアメリカで前近代ロシア史の研究を続けたヴェルナツキーの現代語訳も付記する。最後に（Ⅲ）の部分で НСГ テキストの語彙の簡単なインデックスを付した。なお、各条に付された註ならびに（Ⅰ）の概要の中で引用する文献は最小限にとどめるとともに、末尾に示した一覧表に基づき、(10) あるいは(1,123-124) (1,123/321)のような形で略記する。括弧内の数字は一覧表に基づく文献名で、カンマの後に数字がある場合は参照すべき頁数を示す。

I ノヴゴロド裁判法の概要

(Ⅰ) 写本と刊行

НСГ のオリジナル・テキストは現存せず 15 世紀 70 年代の 1 写本によって伝えられているだけである。そのうえこの写本は末尾が欠けた不完全なものであるため、今もなお НСГ の全体を知ることは出来ない。唯一現存するこの写本は 15 世紀 70 年代半ばに作成されたと考えられるノヴゴロドおよびドヴィナ地方に関連するさまざまな文書や法の写本を集めた集成（Сборник новгородско-двинских актов と通称されるので以後ノヴゴロド・ドヴィナ文書集成と呼ぶ）の中に含まれているもので、この文書集成はペテルブルグのサルティコフ＝シチェドリ図書館に保管されている。ノヴゴロド・ドヴィナ文書集成には НСГ のほか、ワシーリイ 2 世とノヴゴロドとの間で締結された 1456 年のヤジェロヴィッツ条約、1471 年のノヴゴロド・モスクワ戦争（ノヴゴロドが敗北し 1478 年のモスクワによる併合に向けた重要な一歩となった）のあと戦場のコロストイナにおいてノヴゴロドとイワン 3 世のモスクワ政府との間で締結したコロストイナ条約、またこの戦争の直接の原因となったリトアニア大公国カジミエシ 4 世とノヴゴロドとの間で結ばれた 1470-71 年の同盟条約、さらには 14 世紀以来ノヴゴロドとモスクワとの間で争奪戦となってきたドヴィナに関するドヴィナ行政法（Двинская уставная грамота）などが含まれており、チェレプニンはこの文書集成が 1471 年から 1476 年の間にイワン 3 世の対ノヴゴロド政策の必要からモスクワ政府の手で作成されたものとしており、ジミンもこれを認めている。ここでもチェレプニンとジミンに従って現存の НСГ 写本は 15 世紀 70 年代に作成されたものと理解しておきたい。

НСГ が最初に刊行されたのは М. Н. カラムジンの『ロシア国家史』第 5 巻（1818）の註 404（7, 159-162）においてであるが、1836 年にはロシア帝国科学アカデミーが帝国内の図書館および文書館所蔵の歴史的な重要文書を蒐集して刊行した文書集の第 1 巻（ААЭ, т.1, №92）（8, 69-72）に収録された。さらに帝政期ロシアの著名なロシア法制史家 М. Ф. ウラジミルスキー＝ブダノフがキエフ時代からウロジェーニエまでのロシア諸法を集めて刊行した 3 冊本の法文献集の第 1 集（初版は 1872 年だが以後多くの版がある）に含めたのが、法資料としての НСГ の最初の本格的な刊行といえよう（1, 172-185）。この法文献集でウラジミルスキー＝ブダノフは НСГ テキストを 42 条に区分して刊行した。この区

分は部分的修正はあるもののソヴェト時代を経て今日まで受け継がれている。われわれも必要な修正は註のなかでコメントしつつ基本的にはこの区分を踏襲し、テキスト、試訳、註のすべてにつき 42 条に区分して考察をすすめる。20 世紀始めに C. B. バフルーシンによる刊行 (10) が行われた。ソヴェト時代のものとしては、コーチンによる刊行 (3,95-101) のほか、A. A. ジミンが現代語訳と注釈を加えている『ロシア法記念集成』第二集 (2,210-244) ならびに B. Л. ヤニンが監修した『10-20 世紀ロシアの立法第 1 巻 古代ルーシの立法』(4,300-320) を代表的な刊行として挙げておけば十分であろう。

(Ⅱ) 成立年代と編纂年代

HCG がいつ最初に制定され成文化されたのかについてはさまざまな説があるものの、その確定は実際にはかなり難しい。しかしノヴゴロド・ドヴィナ文書集成の中に唯一残されている版の『ノヴゴロド裁判法』がいつノヴゴロドで編纂され制定されたのかは、現存の HCG テキストの序文から明らかである。一般に 15 世紀の 40-70 年代に民会を通じて制定されたノヴゴロドの重要文書には定型化した文言により当該文書が正式な国家的手続きにより認証されたことが表現され、HCG の序文にもこれと同一の書式が認められる。まず文書の冒頭に制定時のノヴゴロド大主教の具体的名が「ノヴゴロド大主教某々の祝福により」の文言で提示され、続いて「ノヴゴロド市長たち、ノヴゴロド千人長たち、貴族、有産市民、商人、庶民ならびに全五区、すなわち主権者たる全大ノヴゴロドはヤロスラフ館の民会においてここに以下の如く定めた」のような決まり文句により当該文書が正式な手続きと民会の決議によるものであることが表現された。即ちノヴゴロドの重要な国家的決定には [1] 選挙で選ばれる世俗の執行機関 (現役および旧の市長と千人長) [2] 国家を構成する全ての自由身分 (貴族、有産市民、商人、庶民) および [3] 都市を構成する 5 つの地域共同体 (5 区) が民会の場で決定し、この決定がノヴゴロド教会の長であり国家的元首でもある大主教による「祝福」によって確認される、という形式をとるのである。但し HCG の場合は上記の文言に加えて「全ルーシ大公イワン・ワシーリエヴィチ殿...に言上のうえ」という一文が加わっており、法の制定段階におけるノヴゴロドのモスクワに対する政治的立場の弱体化を露呈している。同時に制定年代がイワン 3 世の即位年つまり 1462 年以後であることも示している。

しかし制定年代をより正確に限定しているのは、「大ノヴゴロドならびにプスコフの指名大主教たる修道司祭フェオフィルの祝福により」の文言である。ここでフェオフィルは指名大主教 (нареченного на архиепископство) と呼称されているが、この時代の年代記などノヴゴロドの記録が選任 (нареченный) の語を付して呼ぶのは、ノヴゴロド民会で選出された大主教が主教座に就いてからモスクワ府主教の手で正式な叙任を受けるまでの期間についてである (むろん нареченный の語は多義的で教会名に対する俗名、渾名その他の意味で使われることもある)。フェオフィルの場合は 1470 年 11 月にノヴゴロドで大主教に選出され、1471 年 12 月 15 日に府主教による叙任を受けているから、現存の HCG がこの二つの日付の間の期間に制定されたことは明白である。

しかし現存する版の HCG が編纂制定された時期はもう少し狭く限定することが可能かもしれない。1470-71 年はノヴゴロドの最終的運命を決める決定的な時期だった。ノヴゴロドはカジミエシ 4 世との同盟条約に踏み切って「宗主国」をモスクワからリトアニアに移す条約を締結するが、これを契機に生じたモスクワとの戦争 (シェロン河畔の戦い) に

破れ、今度はモスクワとの間で1471年8月11日に「コロストイナ条約」が締結される。ところがこのコロストイナ条約の条文には明らかに現存版HCGとの関連が認められる。例えば同条約のノヴゴロド版テキスト（同条約にはノヴゴロド版とモスクワ版のテキストがある）の冒頭に置かれている「大ノヴゴロドならびにプスコフの指名大主教たる修道司祭フェオフィルの祝福により」のフレーズは一語も変わらずHCGの序文のものと全く同じである。さらに条約のモスクワ版テキストの第25条には「襲撃者や略奪者や窃盗に対する科料はノヴゴロドの文書にある通り条約にも書かれ、この条約により大公が半分、大ノヴゴロドが半分を取る」とあるが、ここでモスクワ側が写したとする「ノヴゴロドの文書」がHCGをさしていることはほぼ間違いないと思われる。事実、HCGの冒頭に掲げられている「襲撃者や略奪者に対する裁判と科料について」（О суде и о закладе на наездщики и на грабежики）という表題の文言は一部を除いてコロストイナ条約モスクワ版テキストの第25条の用語とほとんど重なっているし、HCGの第10条には「襲撃や略奪」に関する裁判での科料の金額がボヤーレ、ジーチ、庶民の身分ごとに定められ、それをモスクワ大公とノヴゴロドが分けることが規定されている。こうした諸点に照らしてみると、1471年8月11日に締結された「コロストイナ条約」には現存のHCGが利用された可能性が強いように思われる。シェロン川の戦いのあと、ノヴゴロド側代表者たちとイワン3世との交渉が戦場に近いうちコロストイナで行われたのは1471年7月末から8月初めの期間であったから、ノヴゴロド側からイワン3世側に「ノヴゴロドの文書」すなわちHCGのテキストを手渡したのはこの期間だったと推定できる。つまり1471年8月11日のコロストイナ条約に現存する版のHCGが利用されていたと仮定するならば、HCGは遅くとも1471年の8月11日以前に存在していたことになり、制定の時期はフェオフィルがノヴゴロド民会で大主教に選出された1470年11月から1471年の8月初旬までの期間に限定される。それゆえ現存のHCGは一般に1471年編纂のノヴゴロド裁判法と通称されている。

しかし多くの研究者は現存する1471年編纂の法が初めて成文化されたHCGだとは考えていない。しかしノヴゴロド・ドヴィナ文書集成に含まれる写本が現存する唯一ものであるため、HCGの最初の成立時期に関してはさまざまな議論があり、どの説も決定的な証明が出来ているとは言い難い。帝政時代およびソヴェト時代の代表的な説の成立年代だけをあげれば、早いものから順に1385年説、1440年説、1446年説、1456年説、あるいは特定の年代をあげず15世紀半ばに成立したと概略的な年代にとどめる説などがある。ここでは一番早い時期にHCGの成立時期を設定しているЛ. В. チェレプニンの説を簡単に紹介しておくことにする（6,373-396）。チェレプニンは府主教の裁判権に対するノヴゴロド側からの批判と教会裁判に関する改革など1385年のノヴゴロドで生じた一連の事件を最初の『ノヴゴロド裁判法』の成立と結びつける。モスクワ府主教はノヴゴロドの教会人をモスクワでも裁判するだけでなく、定期的にノヴゴロドに1ヶ月間滞在して裁判する権利を有していた。しかしノヴゴロドはこの制度に反対して1385年の民会において、教会裁判はノヴゴロドの大主教により係争者の双方からボヤーレとジーチ各1人ずつの代表者の参加のもとで行わなければならないと決定した。この身分代表の出席の制度は大主教裁判だけでなく、市長や千人超による俗人裁判にも適用されたとする。確かにHCGに規定される各種の裁判にはこの制度が取り入れられている。例えば大主教および大主教の代官を含めたノヴゴロドの裁判一般について規定した第5条には、係争者双方から「2人ずつの臨席」が義務づけられており、1385年の改革との関連が看取される。大主教裁判およびその他の

ノヴゴロド裁判の制度の一部が 1385 年の事件やこの時の改革に起源があることは確認できるとしても、そうした事実だけからこの改革と結びついた『ノヴゴロド裁判法』の成立（チェレプニンは最初の HCF の編纂事業は 1385 年に行われたとしている）を論じることは一定の無理が伴い、決定的な証明は成立していないように思われる。チェレプニンに限らず多くの研究者は HCF を構成する諸要素とノヴゴロドの過去の事件や事実との結びつきや関連を見いだしつつ成立年代を推定するという手法をとっているが、そうした主張の多くは HCF が決して 1471 年に初めて成立したのではなくノヴゴロド史の過去からの連続性を持つ事実を明らかにするものの、その成文法としての成立年代を証明することに成功しているとは言い難い。

（Ⅲ）法の構成

プスコフ裁判法は裁判制度や裁判手続きに関する法だけでなく、商業や債務関係に関連する法、相続法、土地所有関連の法、イゾールニクないしスメルドなどプスコフ農民に関係する法など社会の多岐にわたる法規を含み、法典の名を冠してもおかしくない内実を備えている。これに対して現存のノヴゴロド裁判法は条項数でも HCF の三分の一程度で、内容の点では文字通り「裁判法」の名に相応しく裁判手続き法ならびに裁判所構成法に相当する諸条項しか含んでいない。とはいえ、現存する 1471 年編纂の HCF に含まれる諸条項がどのような中身をもっているかを簡単に概観しておく必要がある。そのためには 1385 年の最初の編纂から始まって、1422 年編纂、1446-1447 年編纂、そして最後の 1471 年編纂と合計 4 回の編纂を想定しつつ、現存の HCF に含まれている合計 42 条の諸条項がそれぞれ何年の編纂に由来する条項であるかを推定しているチェレプニンの作業を紹介するのが便利で簡便な方法であろう。1471 年編纂以前に想定されている 3 回の編纂の存在やその年代に関する主張の信頼性については保留するにしても、チェレプニンは 4 回の編纂に関係するとして割り当てている条項群の簡単な特徴づけを与えているので、全 42 条全体の大まかな内容構成を知るうえでは好都合だからである。

チェレプニンは 1385 年の裁判制度改革がノヴゴロドにおける教会裁判をモスクワ府主教の裁判権から、また俗人裁判をモスクワ大公の裁判権から相対的に自立させ、大主教、市長、千人長の裁判をそれぞれ独自の形態に完成させたと考える。この 1385 年改革に伴って最初の HCF が編纂されたとするチェレプニンは、1471 年編纂の HCF に含まれる諸条項のうち、大主教、市長、千人長による独自の裁判権を明確にし、ノヴゴロドにおける裁判制度の基本形態を確定している冒頭の 4 ヶ条（第 1-2、4-5 条）、裁判で争うノヴゴロド市民の裁判手続き上での権利と義務、つまり裁判手数料のことや、とりわけ係争者が十字架接吻によりノヴゴロド裁判法を遵守する旨の誓約義務を負うことなどを定めている 8 ヶ条（第 8、13-19 条）、さらに裁判での証人制度や係争当事者の法廷への出頭日時、あるいはその延期などにかかわる規則をさだめた 10 ヶ条（第 22-24、30-32、35、39-41 条）などの諸条項を 1385 年に編纂されたこの最初の HCF にその起源をもつものとしている。そして 1385 年編纂になるこれらの諸条項の全体的な性格規定としては、ノヴゴロドにおける裁判所構成法ならびに裁判手続き法の基本的諸原理にかかわる部分としている（6,386-387）。つまり 1471 年編纂の HCF に含まれる 42 ヶ条のうち半数以上（22 ヶ条）を 1385 年編纂に帰していることになる。1385 年編纂の主要な動機はノヴゴロドの教会裁判と世俗裁判をモスクワの裁判権から自立させ、ノヴゴロド独自の裁判権の独立を宣言するという、すぐれ

て対外的主張を含むものであり、その点に最初の編纂の政治的目的が置かれていたとしている。俗人裁判にも教会裁判にも、係争者それぞれを代表する貴族と有産市民2人ずつの参加する裁判制度にそうした特徴がよく表現されているとも言えるかも知れない。

第一編纂が裁判権と裁判制度のモスクワからの自立を主要契機としていたのに対し、1422年の第二編纂は1418-1421年に猖獗したノヴゴロドでの都市民衆運動が契機となったとチェレプニンが説明する。ノヴゴロドにおける都市蜂起のなかで最も社会的・階級的性格の強いとされている1418年のステパンコ蜂起を中心とした一連の都市運動をきっかけに第一編纂のHCFが改変や補充をうけ、貴族階級の都市平民に対する一定の「譲歩」を含む形で1422年編纂が結実したとする。チェレプニンによれば、1422年編纂の改変と補充は主に権力者による裁判への介入や専断を規制すること、貴族による土地の不正取得に制約を加えることに力点を置いていた。つまり貴族の権力濫用や恣意を追及して公正な裁判を求める都市下層民のエネルギーがステパンコ蜂起など一連の都市運動の原動力だったとしているのである。1422年編纂で補充されたと考える条項を具体的にあげるならば、裁判活動への外部からの組織的ないし非組織的な干渉を排除しようとする第5条の後半、第6条、第42条、土地紛争における有力者による権力濫用、恣意的暴力的行為、法廷外の自力救済的行動を禁止した第7,10-12条、一般の裁判で解決できない問題に判断を下す上級審裁判（ドクラド）を制定した第20-21条の合計9ヶ条がそれである（6,388-393）。

1446-1447年の第三編纂は、モスクワ大公と分領諸公との内戦を利用したトヴェリ公によるノヴゴロド領への侵害、交易路遮断による食物高騰と飢饉などを背景としたノヴゴロド内部の再度の社会対立の激化が契機となる。年代記はさまざまな裁判の不公正、収賄、権力濫用、農村と都市での略奪、貴族の横暴と不法を伝え、再度の法改革が要請されたとしている。チェレプニンは1446年にトヴェリ公ボリス・アレクサンドロヴィチとの条約中の条項と共通しかつ第一、第二編纂の条項にない諸条項の存在に1446年ないし1447年初頭に行われた第三編纂の証拠を見いだしている。第三編纂に属する条項としては、一般裁判での審理期間1年以内としている第9条や土地裁判につき2年の限度を設けた第28条など審理の引き延ばしに制約を加えようとした条項、上級審（ドクラド）のあり方や裁判官の義務を詳細に定めた第26条、裁判官や上級審裁判官の行動に民会の統制を加えようとした第29条や第34条、ホロープの逃亡や隠匿を窃盗や強盗など重大な刑事犯罪と同列に扱いホロープ所有者の利益を擁護している第36-38条その他、合計9ヶ条ほどがあげられている（6,393-395）。

最後の1471年編纂ではその前文に「大公殿下、全ルーシ大公たるイワン・ワシーリエヴィチ殿へ、、言上のうえ」の一文からも推測できるように、すでにモスクワ大公の立場が先行する3編纂に比して著しく強化されている。チェレプニンは1471年編纂の正確な時期をノヴゴロドがシェロン河畔の戦いで敗北したあとイワン3世との間で締結した「コロストイナ条約」（1471年8月11日）と同時期だったと考え、同条約中の条文とHCF条文との比較を行いつつ、後者の諸条項のなかにモスクワ政府による校閲により修正され変更された数条項の存在を指摘している。しかしコロストイナ条約中ではHCFがすでに「ノヴゴロド文書」の名で既存の前提として言及される点から見れば、1471年編纂版HCFはコロストイナ条約と「同時期」だったとしても同条約より前に編纂されイワンに「言上」されていたことになる。チェレプニンは最終編纂となるこの1471年編纂のHCFのことを「モスクワ編纂」とさえ呼んでいるものの、この版で新たに加わった条項の存在を認めておら

ず、第 2,6,10,28,42 条の合計 5 ヶ条（いずれも先行する 3 編纂で作られた条項）に対する補充なし改訂を認定しているだけである。もともとは 1385 年編纂に起源をもつ第 2 条の末尾にある「市長は大公代官の参加なしに裁判を結審してはならない」という文言は、市長と公との共同裁判に関する伝統的な定型表現「公よ、汝は市長の参加なしに裁判の判決を下してはならない」と裁判主体の主語を逆転させており、モスクワ大公の意志を受け 1471 年編纂に挿入されたものとしている。また「襲撃」「略奪」「法廷への集団による押し掛け」などに対し、身分別に多額の「科料」（貴族には 50 ルーブリ）を大公と大ノヴゴロドの名において徴収するとしている第 6,10,42 条に共通する部分も 1471 年編纂での改訂部分としている（第 28 条の土地関連裁判の期限 2 ヶ月を私的な理由で延期した裁判官に対する科料を定めた部分についても同じ）。「襲撃」「略奪」「法廷への集団による押し掛け」などに対する「科料」（ザクラド）はコロスティナ条約中（同条約のモスクワ版第 25 条）にも上記の部分とほぼ同じ文面で繰り返かえされており、しかも貴族などから徴収した「科料」は大公と大ノヴゴロドが折半すると記されている。1446-1447 年の第三編纂では都市ノヴゴロドだけの収入だった科料が 1471 年編纂でモスクワ大公との折半とされたとチェレプニンは考えている。このように 1471 年の「モスクワ編纂」版 HCF において加えられた改訂の意味はノヴゴロド裁判におけるモスクワ大公代官の地位と影響力の強化につきていたことになる（6,395-396）。

以上のように HCF の 4 回にわたる編纂に関するチェレプニンの理解を追ってみることで、現存する HCF テキストに含まれている全 42 条の内容がどのような構成をとっているか、おおよその輪郭を把握できたように思われる。しかし HCF の条文構成についてはもう一つ、もっと根本的でかつ事実上解決できない問題がある。それは、この文書に含まれる諸条項が（末尾が欠如している部分があることは別にして）あるまとまりをもった成文法ないし法典の全体を成しているのか、それとも、あるまとまりのある成文法の中から特定の条項だけを取り出して写した抜粋にすぎないのかという点である。19 世紀の研究者にもソヴェト時代の歴史家にも現存する HCF テキストが本来のノヴゴロド法の全体をなすのか、裁判関連法以外の部門の法規も含んでいたのかについては意見の相違があった。一例をあげればソヴェト時代の学者でノヴゴロド裁判法について論じたコチャコフは現存のテキストが HCF の全体をカバーしていると理解しているのに対し（10,13）、反対に革命前の法制史家ウラジミルスキー＝ブダノフは現存のテキストには失われている裁判手続法以外の分野の法が本来の法には含まれていた可能性を論じている（19,99）。後者の立場と議論をもっと徹底して論じたのがチェレプニンである。彼は HCF を含め「ノヴゴロド・ドヴィナ文書集成」の全体を徹底して分析し、この文書集成がいつ、何のために、誰の手で作成されたかを明らかにした。同文書集成に含まれるノヴゴロドとモスクワ大公ドミトリー・ドンスコイとの間で結ばれた 1375 年条約、同じくワシーリイ 2 世との間で締結された 1456 年のヤジェロヴィッツ条約、ノヴゴロドとリトアニア大公カジミエシ 4 世との 1471 年条約、同年シェロン河畔の敗戦のあとイワン 3 世との間で結ばれたコロスティナ条約、それにノヴゴロド裁判法と 1397 年のドヴィナ行政法のすべてを個々に詳しく分析したうえ（6,334-407）、この文書集成がモスクワ政府の手で 1475-1476 年頃に最終的に作り上げられたものであり、その目的は 1475 年から 1476 年の冬、イワン 3 世自身がノヴゴロドに「裁判官」として出かけ、ある政治的目標を果たすべく予め周到に準備されたものだったことを明らかにした。この論証は成功し十分説得的だったといつてよい。

しかし問題はイワン自身がノヴゴロドで「裁判」を行うという特定の政治的で実際的な目的（その政治的狙いは反モスクワ派貴族でドヴィナに大所領を領有していた指導的リアニア派貴族の撲滅にあったと考えてよい）(20,348-359)のために作成された文書集であったため、モスクワ側はノヴゴロド側から提出された「ノヴゴロド裁判文書」のテキストの全体を写したのではなく、イワンのノヴゴロドでの裁判に必要な特定条項、裁判関係条項だけを選択的に写した結果でき上がったのが上記文書集成中に残された現存の HCG テキストであり、プスコフ裁判法に見られるような商業法、相続法、農民に関する法など多くの分野の法が除外されたのだとチェレプニンが主張している点である。しかし、チェレプニンは現存する HCG の条文に統一性や系統性がない寄せ集め的な性格が顕著であることを証明しようとはしているものの、成文法として存在した本来の HCG から「写し取られなかった」部分にはどのような条項があったと考えられるのか、例えばプスコフ裁判法との比較などにより積極的にその部分を描き出そうとする試みはまったく行っていない。そのため、現存の HCG テキストが本来の成文法としてのノヴゴロド法の断片にすぎないという主張が証明されたとは言い難く、ジミンもチェレプニンのこの点に関する主張には必ずしも賛同していない(2,211)。なぜノヴゴロドにはプスコフ裁判法と同様に社会の広範囲をカバーする法体系が存在しないのという点に大きな疑問をいだきつつも、ここでは我々も現存の HCG を抜粋ないし断片ではなく、一応のまとまりをもつ成文化された裁判関連法として扱うことにしたい。

II ノヴゴロド裁判法のテキスト・試訳・註

【表題】

〔テキスト〕： О суде и о закладе на наездщики и на грабещики

〔ジミン訳〕： О суде и о пошлинах (сбирающихся)с (лиц), совершающих (вооруженные) нападения (на чужие владения) и грабежи.

〔ヴェルナツキー訳〕： なし

〔試訳〕： 襲撃者や略奪者に対する裁判と科料について

〔註〕： この表題はテキストの上欄に書き込まれており、チェレプニンおよびジミンはノヴゴロド・ドヴィナ文書集成の編者の手による追記としている(6,345)(2,212)。ヴェルナツキーもおそらく同様に解釈し、法本来の表題ではないと考えているためであろう、この部分を訳に含めていない。しかしチェレプニンは現存の HCG テキストは(イワン3世が自ら1475-1476年のノヴゴロドで実施した裁判に利用するため作成されたと理解しているため)ノヴゴロドの法令の中から裁判に関連する条項だけを選択的に集めたものと理解しているのに対し、ジミンは1471年に編纂制定された法のほぼ全体を包括するものと理解している(2,217)。またコチャコフのように、この表題が法の本来の表題であり、この法が専らノヴゴロドの裁判に関する規定のみを含む文字通り「ノヴゴロド裁判法」たることを示す証拠と解釈する立場もある(10,13)。ヤニン刊行版のコメンタールはチェレプニンおよびジミンの解釈を紹介しつつも、この法が表題の示す如く主に裁判に関する諸条項を含んでいると解説する(4,304)。表題は前者(チェレプニン)の理解に立てば、ノヴゴロド・ドヴィナ文書集成の編者の目的やこの集成に HCG を含めた意図や、裁判法のどのような部分を選択的に収録したかを考える手がかりになり、後者(コチャコフやジミン)の立場からすれば、この法全体が文字通り「裁判法」であるという理解の根拠となる。以下註の中

では慣習に従ってこの法律全体を「ノヴゴロド裁判法」と呼ぶが、そのことは注釈者が後者の理解に全面的に賛成するとの表明ではない。プスコフ裁判法のように内容的にはかなり広範囲の法を含む法典もまた「裁判法」と通称されている点に鑑み、ノヴゴロドの法も通例通りに呼ぶのが便利だからにすぎない。НСГにおける *заклад* はときに罰金の意味にも、手数料の意味にも使われているが、この表題中の *заклад* についてはジミンは *пошлина*、ヤニンは *наказание* としている。本訳では処罰としての罰金の意味にとり科料とした。

【前文】

[テキスト]: Доложа госпoды великих князей, великого князя Ивана Васильевича всея Руси, и сына его, великого князя Ивана Ивановича всея Руси, и по благословенью нареченнаго на архиепископство Великого Новагорода и Пъскова священноинока Феофила, се покончаша посадники Ноугородцкие, и тысячцкие Ноугородцкие, и бояря, и житьи люди, и купци, и черные люди, вся пять концов, весь государь Велики Новгород на вече на Ярославле дворе:

[ジミン訳]: Сообщив (своим) господам великим князьям, великому князю всей Руси Ивану Васильевичу и сыну его великому князю всей Руси Ивану Ивановичу, по благословению иеромонаха Феофила, избранного архиепископом Великого Новгорода и Пскова, так решили на Новгородском вече на Ярославовом Дворе новгородские посадники, новгородские тысяцкие, бояре, житьи люди, купцы, черные люди и все пять концов, (т.е. все Новгородское государство).

[ヴェルナツキー訳]: Having referred the matter to the Lords - the Grand Dukes - Grand Duke Ivan Vasilievich, of all Russia, and his son, Grand Duke Ivan Ivanovich, for their approval, and having received the blessing of the Archbishop-elect of Novgorod the Great and Pskov, Hieromonk Theophilus, we the mayors of Novgorod, and the chiliarchs of Novgorod, and the boyars, and the middle-class burghers, and the merchants, and the lower-class burghers, all the five city districts, the whole Sovereign Novgorod the Great, at the city assembly in the Iaroslav Square, have completed and confirmed the following:

[試訳]: 大公殿下すなわち全ルーシ大公たるイワン・ワシーリエヴィチ殿、ならびにその子息にして全ルーシ大公たるイワン・イワノヴィチ殿に言上のうえ、大ノヴゴロドならびにプスコフの指名大主教たる修道司祭フェオフィルの祝福により、ノヴゴロド市長たち、ノヴゴロド千人長たち、貴族、有産市民、商人、庶民ならびに全五区、すなわち主権者たる全大ノヴゴロドはここヤロスラフ館での民会において、以下の如く定めた。

[註]: 法の前文に当たり、当該法がヤロスラフ館で開催されるノヴゴロドの最高決定機関たる民会において正式に制定されたことが示される。*се покончаша* は14-15世紀ノヴゴロドの民会で決定される文書の中で「ここにかく定めたり」の意味に使われる定型表現である。ノヴゴロド国家の自称として15世紀半ばまでの文書では「Господин Великий Новгород」(Господин Великий Новгород)が、15世紀後半には「Госдарь・ヴェリーキー・ノヴゴロド」(Государь Великий Новгород)の語が用いられたが、ここでも後者が使われている。これに対してモスクワ大公に対してはここでも「Господин」の語で呼びかけている。「Господин」ないし「Госдарь」の語で表現される15世紀のノヴゴロド国家を構成する具体的な政治的主体は、このНСГ前文にも国家が発布するその他の重要文書や条約の冒頭に列挙されている通り、[1]民会で選出される全市の諸執行機関(大主教、

現役市長、現役千人長、旧市長、旧千人長) [2] 都市共同体を構成する全ての自由身分 (ボヤーレ=貴族、ジーチィ・リ्यूージュ=有産市民、クプツィ=商人、チョルヌィエ・リ्यूージュ=庶民) [3] 都市領域を5分する自立的な地域共同体としての全五区 (リ्यूージン区、ネレフスキー区、ザゴロツキー区、ポロトニツキー区、スラヴェンスキー区) の3つの要素から構成される。しかし、ここでは上記のほか「大公殿下に上申 (言上) のうえ」 (до́лжа господа великих князеи) の語が加えられており、ノヴゴロドに対するモスクワ大公の政治的立場が次第に強化されつつあった15世紀後半の政治状況が反映している。ジミンはこの「大公殿下に言上 (奏上) のうえ」の文言をモスクワ大公の「承認のうえ」のように理解しているが (2,228)、ヤニンはこのことを否定しモスクワ大公の権力はそれほど強くはなく共和制的秩序は1478年まで継続していたと述べている (4,309)。ヤロスラフ館 (Ярославо дворец) とはノヴゴロドの通常の全都市民会の開催される場所のこと。

【第1条】

〔テキスト〕: Нареченному на архиепископство Великого Новгорода и Пскова священному иноку Феофилу судити суд свои, суд святительски по святых отецъ правилу, по манакануну; а дудити ему всех равно, как боярина, так и житьего, так и молодчого человека.

〔ジミン訳〕: Иеромонаху Феофилу, избранному архиепископом Великого Новгорода и Пскова (следует) производить свой суд по духовным делам в соответствии с установлением святых отцов по номоканону; а судить ему (следует) всех одинаково как боярина и житьего (человека), так и бедняка.

〔ヴェルナツキー訳〕: The Archbishop-elect of Novgorod the Great and Pskov, Hieromonk Theophilus, in his court - the ecclesiastical court - shall conduct trials in accordance with the rules of the holy fathers - the Nomocanon; and he shall give equal justice to every litigant, be he a boyar, or a middle - class burgher, or a lower - class burgher.

〔試訳〕: 大ノヴゴロドならびにプスコフの指名大主教たる修道司祭フェオフィルはおのれの裁判を聖なる教父たちの教え、教会法に基づく神聖なる裁判とせねばならず、貴族も有産市民も庶民もすべて公平に裁かねばならない。

〔註〕: ノヴゴロド大主教 (ヴラトィカ) の裁判権を認証する条項。現存の НСГ がフェオフィルの府主教による叙任前に編纂制定されたことを反映して、「指名大主教」の語は前文だけでなくここでも繰り返されている (この語の意味については「(II) 成立年代と編纂年代」を参照)。ノヴゴロド大主教は教会上の長であっただけでなくノヴゴロド国家の「首長」とも言える重要な政治的権限と地位とを与えられており、第1条は裁判上でも単に教会人だけでなく「貴族」「有産市民」「庶民」など俗人をも対象とする裁判権を有することを明らかにしている。大主教の裁判権の性格は、「聖なる教父たちの教え」「ノモカノン (манаканун)」に基づくところのように本来的には教会裁判権であるが、その管轄範囲は道徳や家族に関する裁判だけでなく相当に広範囲だったと考えられている。チェレプニンは大主教裁判権のモスクワ府主教からの自立と大主教裁判権の強化をめざした1385年の改革が大主教裁判権拡大の重要な転機だったとしている (11,692)。またヤニンは裁判権の現れでもある文書印章の研究に基づき、大主教裁判の管轄範囲がノヴゴロド市民のさまざまな所有関係にまで拡張されていった結果、「市長と公の共同裁判」には「刑法」上の裁判しか残らなかったとし、こうした裁判権の拡大は大主教代官 (вла́дичный наместник)

制度の成立により 13 世紀末に始まったと結論している (12,38-39)。ノヴゴロド教会を研究したハローシェフも、14 世紀半ば以後土地所有関係の広範囲の裁判権がノヴゴロド大主教に移されたと考えている (13,121-133) が、こうした主張の根拠は薄弱だとして疑問を呈する研究者もある (14,344-345)。しかし НСГ とほぼ同時期に締結されたカジミエシ 4 世とノヴゴロドとの条約やモスクワとのコロストイナ条約に認められる関連条項と対比して見ても、ノヴゴロド大主教宮廷での裁判がきわめて世俗的な性格をもっていたことは疑い得ない。なお、前文では自由なノヴゴロド住民は貴族、有産市民、商人、庶民の 4 身分に区分され、最後にあげられている庶民は черные люди の語で表現されているが、本条 (および第 6 条と第 10 条) においては貴族、有産市民に次ぐ身分が молодые люди の語で一括され、前文でのように商人 (купцы) が区別されていない。ノヴゴロドにおける молодые люди と черные люди の語の歴史は単純ではないが、1471 年編纂の НСГ に言及される語に限定して考えるなら、前者つまり молодые люди の語は купцы と черные люди の両カテゴリーを一括した概念のようにも見える。ただし試訳では両者を区別せず両方とも「庶民」とした。ヴェルナツキーは молодые люди も черные люди も a lower-class burgher と訳し、ジミンは черные люди はそのまま черные люди とし молодые люди には бедняка の訳を与えているが、молодые люди は купцы も含んだ概念だとすれば後者の訳には疑問が残る。

【第 2 条】

[テキスト]: А посаднику судити суд свой с наместники великого князя, по старине; а без наместников великого князя посаднику суда не кончати.

[ジミン訳]: Посаднику (следует) производить свой суд по старине (вместе) с наместником великого князя; а без наместников великого князя посадник не должен решать дел.

[ヴェルナツキー訳]: And the mayor in his court shall conduct trials jointly with the Grand Duke's lieutenants, according to the old customs; and without the concurrency of the Grand Duke's lieutenants the mayor may not conclude any lawsuit.

[試訳]: 市長はこれまでの旧例に従い大公代官と共におのが裁判を執行する。市長は大公代官の参加なしに裁判を結審してはならない。

[註]: 民会選挙で選出される俗人行政官職の最上位にあるノヴゴロド市長 (ポサードニク) の裁判権とその性格を規定した条項。ノヴゴロド市長と大公 (ないしその代官) との共同裁判は「旧例に従い」 (по старине) の語で古くからの伝統的裁判体制であることを確認している。しかしその共同性の表現には時代の政治情勢が反映している。ノヴゴロドとノヴゴロド公として迎えられた大公との間に結ばれた多くの条約文で長い間伝統的に使われてきた共同裁判に関する定型の文言は「公よ、汝は市長の参加なしに裁判の判決を下してはならない」 (А без посадника ти, княже, суда не судите) というものであったが、本条では「市長は大公代官の参加なしに裁判を結審してはならない」と裁判主体の主語が逆転している。チェレプニン本条項後半に示される上述の文言はモスクワ大公の意志を反映して 1471 年編纂の НСГ に挿入されたもので、これ以前の編纂の裁判法にはなかったものと推定し (6,381)、ジミンもほぼ同じ理解を示している (2,229-230)。しかしこの新しい文言はノヴゴロドに制約を加えようとするモスクワ国家の意志を示しているだけでなく、同時に裁判主体の主客を逆転させる形で 15 世紀における市長の裁判権限の相対的な増大を

も示している。事実、ヤニンの印章研究は15世紀の10年代までの市長と大公代官との共同裁判の文書には公の印章が付されていたが、それ以後は現役市長ならびに現役千人長の印章が付されるように変化した事実を明らかにし、共同裁判における都市側の権限の増大を検証している。ヤニンは、ノヴゴロドとモスクワ大公の政治的力関係をモスクワ側の優位に変えた1456年のヤジェロヴィツ条約や1471年のコロストイナ条約（モスクワ版）で「印章は大公のものたるべし」という一項が加えられたことと、ノヴゴロド裁判法に上記の新しい文言が導入された事実は結びついていると推定している（15,131）。なお、大公代官（наместник великого князя）はモスクワ大公のノヴゴロドにおける代理人として派遣された者で、ノヴゴロド郊外の「ゴロジシチェ」と呼ばれる小要塞に常駐した。

【第3条】

[テキスト]： А наместником великого князя и тиуном пересуд свой ведати по старине.

[ジミン訳]： Наместникам и тиунам великого князя (следует) по старине ведать пересмотром дел.

[ヴェルナツキー訳]： And the Grand Duke's lietenants and justices have authority to reexamine causes in appeal proceedings, according to the old customs.

[試訳]： 大公代官および[ノヴゴロドの]チウンはこれまでの旧例に従い裁判の再審を管掌する。

[註]： この条項はノヴゴロドに裁判の上級控訴審が存在したのか否か、あったとすればそれは公の権限なのか一般の裁判と同じく公とノヴゴロドの共同裁判なのか、などの論点をめぐって種々の議論があり見解の対立を生んでいる。ウラジミルスキー＝ブダノフは最も明確にこの条文にある пересуд を上級控訴審における裁判の「再審」の意味に解釈し、かつその権限は公とその機関に属したとする。従ってテキスト中の大公代官だけでなくチウン（тиун）も大公のチウンと理解する（1,613）。ジミンも同じく пересуд を第26条にみられる доклад（上級審）に近いものと理解し、かつその権限は大公とそのチウンに属したと解釈している（2,230）。クリュチェフスキーはこれとは反対に、再審（上級審）もまたノヴゴロド市長の公との共同裁判だったとの理解から、本条のチウンを事実上ノヴゴロド市長から全権委任をうけた代理人とする見地を示している（14,71）。同じくヤニン刊行の НСГ のコメンタールにおいてもノヴゴロドでの裁判が公とノヴゴロドとの共同で運営される原則だったことを重視し、本条でのチウンはノヴゴロド側の代表だったとの注釈を加えている（4,310）。またヤニンは千人長による商業裁判の管轄の拡大に伴ってノヴゴロドの「チウン」が登場するとの理解を示している（12,37）。この試訳でも一応は後者の解釈に従ったが、しかしチウンのよう明らかに下級の官職者が、上級者である市長も参加している裁判の再審裁判に加わるのはどうしてなのか疑問は残る。一方、上級審の制度の存在そのものを認めない理解もある。中世ロシアの裁判制度を研究したクニーツィンは前の裁判を覆すことがあったのは民会や大主教だけであるとし、1470-1471年のノヴゴロドとカジミエシ4世との条約文の検討を手がかりに пересуд の語を「裁判での係争金額および判決から受け取る裁判手数料」の意味に解釈している。クニーツィンの理解に関してはマルトイシンの紹介を参照（14,365-368）。

【第4条】

[テキスト] : А тысяцкому судить свой суд. (4-a)А судить им право, по крестному целовенью.

[ジミン訳] : Тысяцкому (следует) производить свой суд. (4-a)Судить им (следует) справедливо, в соответствии с законом.

[ヴェルナツキー訳] : And the chiliarch conducts trials in his court. And all of them conduct trials justly according to their oath.

[試訳] : 千人長はおのが裁判を執行する。裁判官らは十字架接吻の宣誓に基づき公正に裁く。

[註] : 条文の前半は市長に次ぐ第二の世俗権力ポストたる千人長（トィシヤツキー）にも独自の裁判権があったことを示す条項。第1条で規定する大主教裁判は「聖なる教父たちの教え、教会法に基づく神聖なる裁判」とされ、第2条の市長裁判は「大公代官と共に」執行される裁判であることなど、裁判の内容や性格にかかわる多少の限定が見られるのに対し、第4条の千人長裁判については管轄する裁判が「おのが裁判」（свой суд）なる語で独自の管轄範囲があったことを示唆するものの、その性格や特徴を具体的に示唆する言葉がなにも無い。千人長の裁判権に関しては古くから、市長の裁判と性格は同じであるが商人と庶民の身分だけを対象にしているとするクニーツィンやコストマロフ他の意見と、もっぱら商人間の取引にかかわる裁判を管轄したとするウラジミルスキー＝ブダノフやニキツキーらの見解（14,336–339）があるが、現代の多くの研究者は後者ないし後者に近い理解を示している。その場合、根拠となる重要な史料の一つがノヴゴロドの商人ギルド「イワン商人団」の規定として伝わる『フセヴォロド・ムスチラヴィチ公の遺言状』の第2条（ジミンの刊行では第2条、ヤニン刊行では第5条）で、「余、大公フセヴォロドは聖イワン教会に3人のスタロスタ、即ち有産市民および庶民から〔選ばれる〕千人長、商人から〔選ばれる〕2人のスタロスタにイワン教会、商業、交易ならびに商業裁判にかかわる一切の事柄を管轄するよう命じた」と記されている（2,175）（4,263）。この条文テキストの読み方によりスタロスタの数については古くから6人説と3人説の対立があるが、いずれにせよ千人長と商人スタロスタたちが商業裁判の一切を管掌するという規定であることは明らかである。なお、条文後半の裁判官に「十字架接吻の宣誓に基づく公正な裁判」を求めている部分は、А судить им право, по крестному целовенью と裁判官が複数形になっていることから推定されるように、千人長だけでなく第1条から第4条で列挙されるさまざまなノヴゴロド裁判官を一括している。その意味でもジミンが第4条の前半と後半を別条項として4条と4a条に区分しているのは正しいと考えられる（2,212）。そのためテキストにはジミンの校訂に倣って条文後半の冒頭に(4-a)を挿入した。第27条の註も参照。

【第5条】

[テキスト] : А сажати в суду по два человека; а кто кого в суду посадит, ино тот с тем и ведається. (5-a)А посадника и тысяцкого и владычня наместника и их судей с суда не сбивати.

[ジミン訳] : На суде (следует) присутствовать двум человекам. Выставивший кого-нибудь на суд (в качестве своего представителя) должен (при судебном разбирательстве) полагаться на него. (5-a)Посадника, тысяцкого, наместника владыки и их судей не следует отстранять

от исполнения судебных обязанностей.

[ヴェルナツキー訳]: And each contestant may elect two assessors to sit in the court. And once the assessor is chosen by the contestant, he must continue to deal with him. But the authority of the mayor, and the chiliarch, and the archbishop's lieutenant, and their judges, in the conduct of the trials, must not be interfered with.

[試訳]: 裁判には2人ずつが出廷する。裁判では自分が選んだ者と相談して審理をすすめる。市長、千人長、大主教代官ないし彼らの裁判官はその裁判に干渉してはならない。

[註]: 条項の前半は係争者がそれぞれ2人の代表者により裁判を争うべきことを規定し、後半は市長、千人長、大主教代官など裁判官による審理への介入を禁じている。本条でもジミンはウラジミルスキー＝ブダノフの条項区分に異をとらえ、本条の前半と後半(5a)を別条項としている(2,212)。またチェレプニンも後半部分が第6条と結びつくまったく異なるテーマの規定だとしている(6,382)。ここでもジミンにならってテキスト後半の冒頭に(5-a)を挿入した。チェレプニンは条項前半の規定をいわゆる「1385年の裁判改革」と結びつけ、ノヴゴロド第四年代記やニコン年代記などにある「裁判では両係争者はそれぞれの側が2人の貴族および2人の有産市民を立てるものとする」(а на суд поимати двема истьчам по два боярина и по два жития с стороне) (ПСРЛ,IV,p.91)とした制度に起源があるとしており(6,378-380)、ヤニンの刊行でもこれを支持している(4,311)。しかしジミンは年代記では裁判の陪審員は双方が「貴族2人、有産市民2人ずつ」としているのに対し、裁判法では単に「2人ずつ」となっていて、本条を1385年の事件を結びつけるべき十分な根拠はないと指摘している(2,230-231)。さて、裁判での係争者はそれぞれ2人の代表者をたてて争うべきものとする5条前半のこの規定は、その代表者が係争者と同じ区、街区、百区、リヤートからの2人だけでなければならず、その他の者は裁判に臨席できないと定める第42条と補完関係にある。つまり裁判の係争者がその裁判で立てる2人の代表者とは自分と同じ区、街区、百区、リヤートなどの共同体を同じくする成員だったことになる。また、裁判官が係争者の働きかけなどで裁判過程に介入する事を禁じている第5条の後半には裁判官のカテゴリーとして市長、千人長のほかに大主教代官が挙げられている。大主教代官はノウゴロド大主教支配下の最重要な司法・行政上のポスト(第8条と第27条にも言及)で、俗人の土地所有にかかわる係争を含む幅広い問題を管轄したとされる。特にヤニンは14-15世紀ノヴゴロドにおける売買文書、寄進文書、遺言状などに大主教の印章が付される事実に注目し、制度的には大主教代官のポストが成立する13世紀の末以来、大主教裁判権は教会やモラルに関する問題だけでなく多様な財産関係にも拡大されていったと主張している(12,38-39)。

【第6条】

[テキスト]: А истцю на истца наводки не наводитъ, ни на посадника, ни на тысячцкого, ни на владычня наместника, ни на иных судей, или на докладшиков. А кто наведет наводку на посадника, или на тысячцкого или на владычна наместника, или на иных судей, или на докладшиков, или истецъ на истца у суда или у доклада или у поля, ино взять великим князем и Великому Ноугороду на виноватом на боярине 50 рублей, а на житьем дватцать рублей, а на младшем 10 рублей за наводку; а истцю убытки подоймет.

[ジミン訳]: Не (следует) клеветать ни (одной) стороне на другую, ни на посадника, ни на

тысяцкого, ни на наместника владыки, ни на их судей, ни на других судей, ни на судей высшей инстанции. Если же кто оклеветает посадника или тысяцкого, или наместника владыки или других судей, или судей высшей инстанции, или истец (оклеветает) истца на (обычном) суде или на дуде высшей инстанции или во время поединка, то великим князьям и Великому Новгороду (следует) взять за клевету с виновного 50 рублей, если он будет боярин, 20 рублей, если он будет житий человек, 10 рублей, если он будет бедняк; при этом (клеветник) возмещает убытки (другой) стороне.

[ヴェルナツキー訳]: And the litigant must not bring along with him his partisans for intimidating the other litigant, or the mayor, or the chiliarch, or the archbishop's lieutenant, or other judges, or the members of the Court of Reexamination. And whoever brings his partisans for intimidating the mayor, or the chiliarch, or the archbishop's lieutenant, or other judges, or the members of the Court of Reexamination, or the other litigant, be it at the trial, or at the reexamination of the case, or on the duel field, stands guilty, and the Grand Dukes and Novgorod the Great fine the culprit for bringing his partisans to the amount, as follows: the boyar, 50 rubles; the middle-class burgher, 20 rubles; the lower-class burgher, 10 rubles; and besides he pays damages to the other litigant.

[試訳]: 裁判での係争者は相手方や市長、千人長、大主教代官、その他の裁判官および上級審裁判官のもとに集団で押し掛けて圧力をかけてはならない。ある係争者が裁判所、上級審裁判所、決闘の場に集団でおしかけ市長、千人長、大主教代官、その他の裁判官、上級審裁判官、あるいは係争の相手方に圧力をかけるならば、大公ならびに大ノヴゴロドはこの集団の押し掛けにつき有罪となった者からそれが貴族ならば 50 ルーブリ、有産市民なら 20 ルーブリ、庶民なら 10 ルーブリの科料を徴収し、またその者は相手方に損害賠償を行う。

[註]: 裁判係争中の一方が裁判の場において相手方ないしは裁判官に対し **наводить наводки** の語で表現される違法行為を行ったならば、大公とノヴゴロドにより違反者の身分に応じて貴族なら 50 ルーブリ、有産市民なら 20 ルーブリ、庶民なら 10 ルーブリの科料が科せられることを規定している。しかし **наводить наводки** とはどのような行為を意味するかについては研究者の意見が別れる。ジミンは相手や裁判官を中傷し、権威を失墜させること (2,232)、ヴェルナツキーは大勢で相手側や裁判官を威嚇する行為 (16,84)、ヤニンの刊行では群衆を煽動して相手方や法廷を襲う行動 (4,312)、チェレプニンは係争中の所領への襲撃、係争財産の略奪、係争者と同一の区や街区などの住民による不法な共犯行為 (6,382) を意味すると解釈している。ここでは「集団で押し掛けて圧力をかける行為」と試訳した。本条には 1-5 条には出てこなかった新たな裁判カテゴリー **доклад** が言及され、その裁判官成員を **докладшики** と呼んでいる。ドクラドとは一般には事件解決の難しさや法が整っていないなどの理由で再審ないし上級審の裁判に移すこと、ドクラドシキ(ドクラドチキ)はその上級審裁判の陪審員を意味すると理解されている。これらの語は第 20、26、29 条にも言及され、ドクラドは大主教宮廷で開催されること、そこに臨席するドクラドチキは各区から貴族 1 人有産市民 1 人ずつであることが規定されている (第 20、26、29 条も参照)。集団的な押し掛けの対象となる司法の場の一つとして、一般の裁判 (**суд**) や上級審裁判 (**доклад**) のほか、本条にはまた司法上の決闘 (**поле**) が挙げられている。決闘は НСГ では本条と第 33 条に言及されるだけだが、ПСГ では全 120 中の 13 箇条に登場

しており、プスコフではなお広く採用されていた司法上の決定方法だったことが推測される(10,139)。また後の1497年および1550年のスジェブニクの諸条項には幾度も登場する(18,19-29,135-177)。また本条冒頭の *А истцю на истца наводки не наводить* の句から判るように、НСГでは裁判での原告と被告がともに *истец* の語で表されるので、この語はヴェルナツキーにならって「係争者」と訳すことにした。НСГにも *ответчик* の語は使われるが「被告」の意味ではない(第15条の註参照)。

【第7条】

[テキスト]: *А кому будет о земле дело, о селе, или о дву, или болши, или менши: ино ему до суда на землю не наезщать, ни людей своих не насылатъ, а о земле позвати к суду. А утяжет в земле, ино взяти ему грамота у судьи в земле и в убытке на истце; а от земли судье кун не взать.*

[ジミン訳]: Если у кого-нибудь будет иск о земле, об (одном) селе или о двух, или больше или меньше (этого), то до суда ему не (следует) ни захватывать (эту) землю, ни посылать туда своих людей, а (следует) вызвать (ответчика) на суд. Если он выиграет процесс о земле, то пусть возьмет у судьи судебное решение, согласно которому он получает землю и взыскивает убытки с ответчика; судья от поземельных тяжб денежных пошлин не получает.

[ヴェルナツキー訳]: And if anyone wants to sue for a landed estate – for a farm homestead, or two of them, or more, or less – he may not, prior to the court proceedings, come to the land or send his men there [in an attempt to seize it by force], but must refer the matter to the court. And if he wins the suit, he receives from the judge a copy of the court decision assignig the land to him and entitling him to collect damages from the defendant. And the judge may not claim any taxes [but only the customary court fees].

[試訳]: ある者が領地の件、つまり1村ないし2村あるいはそれ以上ないしそれ以下の領地の件で訴訟を起こす場合、裁判の前にその土地に襲撃をしかけたり、自分の下僕をそこに送り込んだりしてはならず、所領地の件で相手を裁判に呼び出さねばならない。この者が所領地の裁判で勝訴したならば、裁判官から領地の権利と相手から損害賠償を受け取る権利を記した判決状を受け取る。裁判官は諸領地に関する訴訟から〔規定された手数料以外の〕金銭を取らない。

[註]: 領主間の土地争いにつき訴訟以前に係争地を力づくで占拠したり、自分の下僕や家人たちを送り込んだりすることを禁じ、裁判と判決に基づく紛争の解決を規定している条項。土地争いの際にしばしば生じた土地所有者による自力を使った暴力的行為として第7条が禁止しているのは *наезд* (動詞は *наезщать*, 行為者 *наездщик*) で、ジミン訳では占拠、ヤニン刊行版では恣意的占拠、ヴェルナツキー訳ではたんに *come to the land* と訳しているが、試訳では文字通り「襲撃」とした。いずれにせよ裁判によらず領主が自分の郎党を使って自力救済的に紛争地を事実上確保しようとする行為をさしていると思われる。領地紛争におけるこうした暴力行為については少しあとの第10-11条でも扱われ、*наезд* とならんで *грабeж* (行為者を示す語は *грабeщик*) の行為が対比的に言及されている。1471年編のНСГテキストの冒頭に掲げられている表題 (*О суде и о закладе на наездщики и на грабeщики*) にもこの2種類の不法行為の行為者「襲撃者 (*наездщики*)」と「略奪者

（грабешики）」が言及されており、現存の НСГ テキストをノヴゴロドの法令の裁判関連条項だけを選択的に集成したものとみるにせよ、この法のほぼ全体を包括するものと理解するにせよ、「表題」作成者（モスクワ政府）がノヴゴロドの領主の間の土地紛争やそこで生じている領主同士の行為に大きな関心を払っていたことが推測される。土地争いに関する訴訟に関連する条項は第 7 条のほか第 10-12、24、28-29 条がある。またチェレブニンは現存の НСГ が 1385 年の初版以来何度もの編纂を経て改変されてきたという前提にたち、第 7 条と第 10-12 条はもともと一つの内容と構成をもっていたとしている（6,382）。なお条文末の а от земли судье кун не взять という一文をノヴゴロドでは土地関連の訴訟からは裁判手数料を取らないと解釈する説もあるが（ヤニン刊行版その他）、ジミンやヴェルナツキーのように「裁判印章手数料以外の追加的な手数料」（2,232）ないし「規定の裁判手数料以外の税」（上記ヴェルナツキー訳参照）の意味に理解するのが正しいであろう。

【第 8 条】

〔テキスト〕： А от суднаго рубля взять владыке, и его наместнику, и ключнику от печати гривна, а от безсуднаго рубля от грамоты взять владыке и его наместнику и ключнику три денги; а посаднику и тысесскому, и их судьям, и иным судьям имати от суднаго рубля по семи денег, а от безсуднаго рубля по три денги.

〔ジミン訳〕： От дел, карающихся рублевым штрафом, владыка, его наместник и ключник взыскивают гривну за приложение печати (к судебному решению), а от дел, решенных без судебного разбирательства и (также) карающихся рублевым штрафом, владыка, его наместник и ключник взыскивают три деньги за составление судебного решения. Посадник, тысяцкий, их судья и какие-либо другие судьи взыскивают от дел, карающихся рублевым штрафом, по семи денег, а от дел, решенных без судебного разбирательства, и (также) карающихся рублевым штрафом, по три деньги.

〔ヴェルナツキー訳〕： And out of each ruble of court fees the archbishop, or his lieutenant, and the sealer receive one grivna; and out of the fees on writs [issued without a trial because of the failure of one of the defendants to appear before the court], of each ruble the archbishop, or his lieutenant, and the sealer receive 3 denga. And the mayor and the chiliarch, and their judges, and the borough judges, receive out of each ruble of court fees 7 denga, and out of each ruble of writ fees, 3 denga.

〔試訳〕： 大主教、大主教代官および大主教の執事は判決状への印章から 1 ルーブリにつき 1 グリブナ、無審理判決状からは 1 ルーブリにつき 3 デニガの手数料を取り、市長、千人長、彼らの裁判官およびその他の裁判官は判決状から 1 ルーブリにつき 7 デニガ、無審理判決状からは 1 ルーブリにつき 3 デニガずつを取る。

〔註〕： 財産や金銭にかかわる訴訟でノヴゴロドの裁判官が受け取る裁判手数料の額を規定している条項である。大主教とその代官の裁判で正式に審理が行われて判決が出た場合には 1 ルーブリにつき 1 グリブナ（14 デニガ）、市長や千人長およびその裁判官による場合は 1 ルーブリにつき 7 デニガの手数料を取るが、係争者の一方が裁判に出頭せず、そのため審理なしに出頭者側に与えられる判決状 *безсудная грамота*（ここでは無審理判決状と訳した）が発給される場合については、大主教や大主教代官も 3 デニガ、市長や千人長もそれぞれ 3 デニガの手数料を受け取ると規定している。問題は「1 ルーブリにつき」「1 ル

ーブリのうちより」が何を意味するかで、ジミンは裁判で科せられた罰金 1 ルーブリを基準にして裁判手数料の額を定めていると理解し、ヴェルナツキーは裁判手数料の総額を 1 ルーブリとした場合の各種裁判官の取分を定めたものとして訳文を作成している。しかし *безсудная грамота* などへの言及でも判るように、本条が原告と被告からなる係争者間の訴訟を扱っていることは明白であり、裁判官の手数料の基準にされているのは係争対象になっている財産なり金銭なりの評価額であり、その 1 ルーブリ分を基準に裁判手数料がさだめられていると考えるのは妥当であろう。但しプスコフ裁判法における手数料に比べてかなり高額になる点が少し気かりではある。ПСГ の第 50 条および第 82 条を参照されたい (17,78/104)。またこの条項が扱う財産や金銭にかかわる訴訟から土地に関する訴訟が除外され、土地関連訴訟では裁判手数料がかからなかったとする見解 (第 7 条の註参照) は信じ難い。裁判手数料は常に訴訟金額によったのではなく、第 33 条に規定されているように、窃盗、強盗、略奪など刑法的な事件、ホローフ問題の関する事件や犯罪が関係した訴訟事件、決闘などにかかわる事件に関しては定額の裁判手数料が規定されていた (第 33 条の註参照)。

【第 9 条】

[テキスト]: А орудье судить посаднику, и тысецкому и владычню посаднику, и их судьям, и иным судьям месяц; а дале того им орудья не волочить.

[ジミン訳]: На суде дело разбирается посадником, тысяцким, посадником владыки, и судьями и какими-либо другими судьями в течение месяца; затягивать далее этого разбор дела не следует.

[ヴェルナツキー訳]: And the mayor, and the chiliarch, and the archbishop's lieutenant, and their judges, and the borough judges shall complete the conduct of each trial within a month; and they may not prolong the conduct of any case beyond that term.

[試訳]: 市長、千人長、大主教代官、彼らの裁判官、その他の裁判官はいずれも裁判を 1 ヶ月以内に結審するものとする。裁判訴訟の審理をこの期間をこえて引き延ばしてはならない。

[註]: 裁判は原則として 1 ヶ月以内に結審しなくてはならないとする裁判審理の期間の限度をさだめた条項。但しノヴゴロドにおける裁判期限には二種類あり、土地問題にかかわる訴訟は第 28 条で 2 ヶ月以内に結審されることが規定されているので、第 9 条は土地問題以外のあらゆる種類の裁判に関する原則ということになる。ノヴゴロドの裁判では土地問題とそれ以外とに区分した 2 種類の期限が存在したというのが一般的な見解であるが (2,233) (4,313)、チェレプニン は裁判期限に 2 種類があるのは「矛盾」であるとし、現存する 1471 年編纂の НСГ が 1385 年編纂以来の幾つかの編纂を個々に利用して作られたことを示す証拠の 1 つであると考えている。なぜなら土地問題とそれ以外の訴訟という区別には根拠がなく、第 9 条も実は関連する隣接条項 (第 7 条や第 10 条) から確認できるように、明らかに土地関連の訴訟条項であると主張している (6,388)。チェレプニンはまた同じ場所で、第 9 条および土地問題裁判での期限を論じている上記第 28-29 条では、他の諸条項で裁判の案件、訴訟、訴訟事件などを一般的に表す語として使われる *дело* ではなく *орудье* の語が使われているといった用語上の不一致も、源泉となった НСГ の版が輻輳していたことを示す根拠としてあげている。裁判期限の 1 ヶ月 (ないし 2 ヶ月) が守られな

い場合、原告ないし被告はノヴゴロド民会からプリスタフの派遣を申請することが出来、裁判官はこのプリスタフの臨席のもと早急に結審させなければならなかった。この点は土地関連訴訟の期限を規定した第 28-29 条で論じられており、後にもう一度取り上げる。なお、本条には市長、千人長とならんで *владычный посадник* なる職名がはじめて登場するが、これはほかの条項で再三言及される *владычный наместник* の同義語として使われていると思われるので大主教代官とした。たんなる誤記だとしても *наместник* の語がこの当時 *посадник* に近い語感をもっていたことを示している。

【第 10 条】

[テキスト] : А кто на ком поищет наезда, или грабежа в земном деле, ино судити наперед наезд и грабеж, а о земле после суд, а кого утяжут в наезде и в грабежи, ино взять великим князем и Великому Ноугороду на виноватом, на боярине пятьдесят рублев, а на житьем двадцать рублев, а на молодцем десять рублев; а истцю убытки подоймет; а о земле суд, а не будет суда в Новегороде, а о наезде и о грабеже суд.

[ジミン訳] : Если кто-либо при разборе дела о земле предъявит к кому-либо иск о нападении на его (владение) или о грабеже, то прежде всего следует разобрать дело о нападении и о грабеже, а затем дело о земле. Если выиграют у кого-либо процесс (по обвинению) в нападении и грабеже, то великим князьям и Великому Новгороду (следует) взыскать с осужденного 50 рублей, если он будет боярин, 20 рублей, если он будет житий (человек), и 10 рублей, если он будет бедняк; при этом (осужденный) должен возместить убытки истцу; дело же о земле разбирается (особо). Если даже суд (о земле в это время) не будет производиться, то дела о нападении и грабеже (все равно) разбираются.

[ヴェルナツキー訳] : And if anyone sues another for the forcible seizure and robbery of his land, the court tries first the case about the forcible seizure and robbery and then about [the ownership of] the land. And whoever is accused in the forcible seizure of land and robbery, the Grand Dukes and Novgorod the Great fine the culprit to the amount as follows: the boyar, 50 rubles; the middle-class burgher, 20 rubles; and the lower-class burgher, 10 rubles. Then the lawsuit about [the ownership of] land is tried. And even if that latter suit is postponed [for any reason] by the Novgorod court, the case about the forcible seizure is tried just the same.

[試訳] : ある者が土地の訴訟において襲撃あるいは略奪の廉で相手を訴えるならば、最初に襲撃あるいは略奪に関する審理を行い、後で土地についての審理を行う。襲撃あるいは略奪の廉で有罪となった者には大公ならびに大ノヴゴロドが貴族なら 50 ルーブリ、有産市民なら 20 ルーブリ、庶民なら 10 ルーブリの科料を科し、訴えた者は損害賠償を相手から取る。次いで土地に関する裁判の審理を行う。土地に関する裁判がノヴゴロドで出来ない場合であっても、襲撃や略奪に関する裁判は行われる。

[註] : 領主間の土地争いに関する規定で、係争者の一方が「襲撃」や「略奪」の廉で相手を訴えている場合には、襲撃や略奪に関する審理を優先して先に行い、有罪の場合には身分に応じて大公とノヴゴロドが罰金を取ることを規定する条項。これは土地紛争という本来は土地所有者の間の市民法的な訴訟事件と、係争者が係争地を力づくで占拠する、あるいは略奪を働くなどの刑法的な不法事件が結びついたケースについて論じており、この刑法的な不法は土地訴訟の裁判とは独立に、優先して審理を進めること、そして有罪者に

はその身分に応じて定額の高額な罰金が科せられると定めている。この罰金は不法そのものに対する処罰であって、罰金額は違反者の身分に左右されるものの、争われている土地の価値とは何の関係もない。従って土地の所有権などをめぐる土地訴訟そのものは刑法的不法に関する裁判とは独立に後で審理され、その結論も刑法上の判決に直接左右されないと考えられる。事実、条文の最後にやや判りにくい文章であるが（а о земле суд, а не будет суда в Новгороде, а о наезде и о грабеже суд の部分）、土地裁判に関しては条件が整わず直ちに結審できない場合、つまり延期しなければならない場合でも、「襲撃や略奪に関する裁判は行われる」と規定しており、先に行われる裁判で「襲撃」や「略奪」を働いたとして有罪となった側が土地裁判で敗訴になるとは限らないと考えられる。つまり土地争いでは本来所有権を有している側が「襲撃」や「略奪」などの刑法上の不法を働くこともあり得たからである。条文中に科料の語はないが、ノヴゴロドと大公が違反者に科したのは НСГ テキストの表題 О суде и о закладе на наездники и на грабежики にある заклад（罰金、科料）であることは明白であろう。なお、ノヴゴロドとモスクワ大公が徴収した科料は両者の間で折半された。モスクワの立場が強化された 15 世紀半ば以後の状況を反映する条項である。

【第 11 条】

[テキスト]： А кои истецъ похочет искать наезда или грабежа и земли вдруг, ино другому истцю ему отвечать; а утяжет в земле и в наезде и в грабежи, а судье дать на него грамота в земле и в наезде и в грабежи.

[ジミン訳]： Если (даже) какая-либо сторона неожиданно предъявит иск о нападении или о грабеже или о земле, то другая сторона должна итти к ответу; если кто-либо выиграет процесс о земле или (по обвинению) в нападении и в грабеже, то судья дает (стороне, выигравшей процесс) грамоту, (содержащую приговор по делу) о земле, о нападении и грабеже.

[ヴェルナツキー訳]： And if a litigant wishes to sue his contestant simultaneously for forcible seizure and robbery, and for assertion of ownership, the contestant must produce his counterevidence; and if [the litigant] wins the case in regard to both the damages for forcible seizure and his rights of ownership, the judge hands him a copy of the court decision with regard to both his rights of ownership and the damages for forcible seizure.

[試訳]： 係争者の一方が相手による襲撃ないし略奪の件とならんで同時に土地の権利の件で訴えを起こすならば、他方の係争者はこれに対して反論を行う。そして一方の係争者が土地の権利についても、相手による襲撃ないし略奪の件でも勝訴するなら、裁判官はこの勝訴者に土地の権利ならびに襲撃ないし略奪 [によって受けた損害] の件に関する判決状を与える。

[註]： 襲撃ないし略奪という暴力的な行為と土地の所有権と同時に領主間で争われているという点で前条と同一の枠組みをもっており、実質的に第 10 条の続き条項と言ってよい。但し第 10 条が襲撃や略奪など係争者による刑事犯罪的な行為だけを取りあげて国家機関が科す罰金に焦点を宛てているのに対し、この第 11 条は係争者たちの裁判そのものに中心を据え、勝訴した者に判決状が渡されるべきことが規定されている。ジミンは条文の前半にある вдруг の意味を、来襲のあと「直ちに」「突然に」の意味だとして訳文では「思いが

けず突然に訴訟を起こす」としているが、これはヤニン刊行版やヴェルナツキー訳に見られるように(6,313)、「同時に」の意味に解するのが正しいと思われる。訴えを起こす原告が相手の暴力行為と自分の土地の権利という異質の問題を同じ訴訟のなかで同時に取り上げることが問題になっていると解釈できるからである。勝訴した側に与えられる判決状に土地の権利のことだけでなく相手による「襲撃」や「略奪」の問題も含んでいるのは、そうした暴力行為によって被った損害倍書の要求権が存在するからである。第10条と第11条の関係について言えば、第11条が古くからのノヴゴロドの法で、第10条はモスクワの立場の強化に伴って付け加えられていったという印象をうける。

【第12条】

[テキスト]: А кто кого утяжет в земле и судную грамоту возмет, ино ему ехать на свою землю по судной грамоте, да и володеть ему тою землею; а в том пени нет.

[ジミン訳]: Если кто-либо выиграет процесс и у кого-нибудь о земле и возьмет приговор суда, то он может, согласно (этому) приговору суда, отправиться на свою землю и владеть ею, не платя за это никаких штрафов.

[ヴェルナツキー訳]: And whoever has won his lawsuit about the ownership of land and the damages for forcible seizure, and has received his copy of the court decision, may proceed to his land, [and if he forcibly ejects his contestant from the land] he is subject to no fine.

[試訳]: ある者が土地の権利につき裁判で勝訴し判決状を受け取ったならば、その判決状に基づいて自分の土地に出かけ、その土地を占拠することが出来、そのために罰金を科せられることはない。

[註]: 土地争いの裁判で勝訴し、裁判官から判決状を受け取った者は、この判決状を根拠にこれまで使えなかった係争地を自由に領有しその所有権を享受することが出来るとする条項で、事実上第10条と第11条の続きである。条文には第10条と第11条が問題にしている *наезд* や *грабеж* の語は出てこないものの、勝訴した者は判決状を根拠に訴訟相手の手で占拠されているなど、事実上利用出来ない状況にあった土地に乗り込んでこれを取り戻すことが想定されており、*ехать на свою землю по судной грамоте, да и володеть ему тою землею* の句には多少とも力づくで相手の不法占拠の状態から土地を奪い返すニュアンスが含まれている。それゆえにこそ条文は最後に「そのために罰金を科せられることはない」とのべ、判決状に基づく力づくの土地取り戻しの行為は「襲撃」や「略奪」などの不法行為には当たらないとしているのである。ジミンもこの条項の解説で、勝訴者に土地の占拠を許し、たとえ彼が *наезд* のような行動に訴えたとしても、これは裁判の判決を「自力で実現」する行為であって罰金を科されることはなかったと述べている(2,234)。なお、ここでは力づくの行為に科される課金を意味する言葉として *заклад* ではなく *пеня* が使われているので、科料ではなく罰金と訳した。

【第13条】

[テキスト]: А в котором деле позовет истец истца, а поищет своего дела, а будет тому истцю до своего истца дело; ино ему позвать своего истца, а поискать ему одного ж дела; а иных позвов на него не класти в ыном деле, ни ноугородцов не научивати без хитрости по крестному целованью, доколе те суды кончают.

[ジミン訳]： Если истец вызовет на суд ответчика, предъявив к нему какой-либо иск, а у ответчика будет свой (встречный) иск к истцу, то он (т.е. ответчик) может также предъявлять иск к его истцу, но только в том случае, если его иск касается того же дела (как и иск истца); до тех пор, пока не кончится судебное разбирательство, не (следует) хитрить и в соответствии с присягой, не (следует) затевать с истцом тяжбы о других делах и подговаривать новгородцев.

[ヴェルナツキー訳]： And if in any litigation a litigant sues another and that other presents his counterclaims, the matter is brought to the court, and until it is settled neither of the litigants may start any further lawsuits against the other; nor may he instigate Novgorod citizens against his contestant. And he shall swear that he will resort to no subterfuge about it.

[試訳]： ある係争者がなんらかの問題につき相手の者を法廷に呼び出して訴訟を起こし、これに対して訴えられた者も訴えた者に反訴する場合には同一の問題で相手を訴えねばならない。当該の裁判が結審しない間は、訴えられた者は別の問題で相手に訴訟を起こしたり、ノヴゴロド市民に相手への訴訟を教唆してはならず、十字架接吻の宣誓にかけ策略をめぐらしてはならない。

[註]： ある者が相手に訴訟を起こした場合、被告側は訴えられた問題で反対訴訟を起こすことができ、双方の訴えは同時に同じ裁判で審理することを定めた条項。しかし当該問題の審理が終了し結審する以前に被告が訴えられたのとは別の問題で反訴することは出来ず、また同市民を唆して自分が争っている相手への訴訟を起こさせたり、集団的な圧力をかけてもいけないとしている。без хитрости по крестному целованью の句は不鮮明で解釈が困難だが、係争者の訴訟と反訴は策略を弄することなく、十字架接吻の宣誓通りに行わねばならないという意味であろう。また、本条においても истец の語は原告と被告の両方の意味で用いられている。

【第 14 条】

[テキスト]： А кто на ком какова дела поищет, а креста не целовав на сей грамоте: ино крест поцеловав одинава да искать: а кому будет отвечать, а креста не целовав на сей грамоте, ино ему крест поцеловав да отвечать, а не поцелует креста, тем его и обвинить.

[ジミン訳]： Если кто-либо предъявит к кому какой-нибудь иск, не присягнув (в верности) этим законам, то он может, (хотя бы), однажды присягнув, начинать судебный процесс; если же ответчик не присягал (в верности) этим законам, то он может судиться, если присягнет; если же не присягнет, то тем самым считается проигравшим процесс.

[ヴェルナツキー訳]： Anyone commencing a lawsuit [after the promulgation of this charter] must kiss the cross once, [promising to obey the law]; and if he comes to the court hall without having kissed the cross, he must kiss it and only then is allowed to sue; and if the defendant has not yet kissed the cross after the promulgation of this charter, he likewise must kiss the cross and only then may sue; and if either litigant refuses to kiss the cross he loses his case.

[試訳]： ある者が何らかの問題で別のある者に対して訴訟を起こしたが、本裁判法への十字架接吻の宣誓を行っていないのであれば、一度宣誓したうえで訴えを行わねばならない。また訴えられて反論を行う者がまだ十字架接吻の宣誓を行っていないならば、これも宣誓を行ったうえで反論を行わねばならない。十字架接吻による宣誓を行わない者はその

ために敗訴となる。

[註]： 第 14-19 条の 6 ヶ条（第 13 条にも十字架接吻が言及されるのでこれも含めると 7 ヶ条）はいずれも係争者の双方が訴訟の前に行うべきノヴゴロド裁判法への宣誓の手續きに関連する条項である。これらの諸条項の関連性についてはチェレプニンを参照されたい（6,383）。целовать креста на сей грамоте とは、「この文書」すなわち「ノヴゴロド裁判法」の遵守を十字架接吻により宣誓することを意味する。ノヴゴロド裁判法への宣誓については同様な表現で第 16 条、第 25 条、第 26、第 36 条、第 38 条の諸条にも言及されており、ノヴゴロド裁判法が一つの纏まりをもった法典として意味をもち、また裁判司法関係においてノヴゴロド市民が遵守すべき基本法と意識されでいたことをうかがわせる。第 14 条は原告被告双方の係争者本人が裁判審理に入る前に宣誓を行っている必要があることを規定したもので、宣誓を拒否すれば拒否者の敗訴となる。しかし係争者は訴訟のたびに裁判法への宣誓を求められているのではなく、「一度だけ（одинова）宣誓したうえ訴えを行わねばならない」の句のニュアンスからみて、当該の裁判以前に宣誓をしたことがない場合にのみ宣誓の必要があったものと推測できる。

【第 15 条】

[テキスト]： А от коего истца ответчик станет на суд, а истец тот будет креста не целовал на сей грамоте, ино тому истцю крест целовать одинова, а отетчику в его мест отвечать; а не поцелует креста, ино тем его и обвинить.

[ジミン訳]： Если представитель какой-нибудь стороны, не присягавшей (в верности этим законам), придет в суд, то он может выступать на процессе за эту сторону (только в том случае), если он (хотя бы) однажды присягнет; если же не присягнет, то тем самым проигрывает процесс.

[ヴェルナツキー訳]： And if a litigant refuses to kiss the cross under the pretext that he is represented by an attorney, he has to kiss the cross once just the same, and only then his attorney may conduct the suit; and if he keeps refusing to kiss the cross, he loses his case.

[試訳]： ある係争者の代理人が裁判に立つことになったが、もし係争者が代理人を立てていることを理由に本裁判法への十字架接吻の宣誓を行っていないなら、この係争者は一度十字架接吻の宣誓を行わねばならず、そのうえで代理人は係争者に代わって代弁する。十字架接吻による宣誓を行わない者はそのために敗訴となる。

[註]： この第 15 条に関するジミンとヴェルナツキーの解釈は十字架接吻の宣誓を行うべき者の理解をめぐる対立している。上記 2 つの訳から明らかなように、ジミンはこの条文の趣旨を係争者本人だけでなく係争者の代理人=ответчик（彼はこれを представитель と訳す）となって裁判に立つ者も審理に先立って宣誓の必要があるとの解釈しているのに対し、ヴェルナツキーは代理人（彼はこれを attorney と訳す）を裁判に立てる場合も係争者本人が宣誓しなくてはならないという意味だと理解している。ジミンの解釈は、第 14 条が係争者本人の宣誓義務、第 15 条が係争者の代理人の宣誓義務を規定しているという整然とした理解になっていて合理的に見えるが、そう理解するためにはテキストの最初に出てくる истец は係争者、そのあとに 2 回言及される истец を代理人のことを指していると解釈する以外になく、この短い条文のなかに代理人を意味する ответчик が 2 回使われているにもかかわらず、合計 3 回登場する истец は 1 回が係争者本人、他の 2 回が代理人を指

し示しているというのはいかにも無理な解釈であり、ここでは基本的にヴェルナツキーの解釈を採ることにした。この条文中の用語で注意すべきは *отвечивать* や *ответчик* の語である。前者の *отвечивать* は第 11 条や第 14 条でのように被告の立場にある係争者が原告の告発に「反論する」「答弁する」に意味にも使われるが、ここでは係争者の代理人が訴訟者本人に代わって「代弁する」「代理をつとめる」の意味で使われている。動詞の *отвечивать* は 2 つの意味で使われるが、他方、その名詞形である *ответчик* は後の時代のように「被告」の意味には使われず、第 15 条でもまた跡の第 18 条,19 条,32 条などでも係争者の裁判での「代理人」「代表者」「弁護人」の意味で登場している。一般にノヴゴロドでは司法上の代理人制度に制限がなく普及していたのに対し、プスコフでは制限がつけられていた。プスコフ裁判法の第 58 条や第 72 条を参照比較されたい (17,87)。

【第 16 条】

[テキスト] : А кому будет какое дело до старейшей жены или до жисьей, кои вдовы, а у коей есть сын, ино сыну ее целовать крест на сей грамоте за себя и за матерь однова; а не поцелует креста сын за матерь, ино целовать крест матери однова у себя в дому перед истцом и перед приставаы ноугородскими.

[ジミン訳] : Если у кого-либо будет тяжба со вдовой знатного человека или жисьего, у которой есть сын, то ее сыну (следует) хотя бы однажды присягнуть в верности этим законам за себя и за свою мать; если сын не присягнет за (свою) мать, то матери один раз присягнуть у себя дома в присутствии (другой) тяжущейся стороны и перед новгородскими приставами.

[ヴェルナツキー訳] : And if the widow, either of an upper-class man, or of a middle-class burgher, is a defendant in a suit, and she has a son, that son may kiss the cross on behalf of both himself and his mother, once; and if son refuses to kiss the cross on behalf of his mother, the mother has to kiss the cross in her home in the presence of the plaintiff and of the Novgorod constables.

[試訳] : ある者が貴族ないし有産市民の寡婦に対し何らかの問題で訴訟を起こし、その寡婦に息子がいるならば、この息子が一度だけ自分自身ならびに母親のために本裁判法への十字架接吻の宣誓を行う。息子が母親のための宣誓を行わない場合には、母親が自分の家で告訴者ならびにプリスタフの立ち会いのもとで十字架接吻の宣誓を行う。

[註] : 貴族および有産市民の寡婦は息子を代理人に立てて訴訟を関与することが出来ることを規定した条項。*старейшая жена* は貴族身分の者の妻であるが、ここでは夫を無くしている寡婦である。貴族および有産市民の寡婦は自ら裁判に出頭せず息子を代理人に立てられるという規定が、ノヴゴロド社会の基本 4 身分のうち商人と庶民の寡婦には許されず自ら裁判に出頭しなければならないことを意味しているのであれば、この条項は上層 2 身分に属する家族だけの特権を示していることになる (4,314)。本条に続く第 17-18 条でも妻の土地所有に関する訴訟では夫が裁判上の代理人になるとしており、家族内の女性の法的行為が男性の成員を代理人にするという点で第 16 条と同じグループの条項であるが、適用されるのは貴族、有産市民、商人の 3 つの身分で、この点で貴族と有産市民だけに限られている第 16 条と異なる。本条項のテキストに *ответчик* の語は出てこないが、寡婦となった母に代わって宣誓や裁判の代弁を行う息子が法律上は第 15 条における代理人と同じ

役割だったことは明らかである。

【第 17 条】

[テキスト] : А целовать боярину и житьему и купцю, как за свою землю, так и за женню.

[ジミン訳] : Боярин, житий человек и купец присягают как (при тяжбах) о своей земле, так и о (земле), принадлежащей жене.

[ヴェルナツキー訳] : And in litigations about land the boyar, the middle-class burgher, or the merchant, shall kiss the cross in behalf of himself and his wife.

[試訳] : 自分の土地および妻の土地に関する訴訟に際しては、貴族、有産市民および商人身分の者は自分のためにも妻のためにも十字架接吻の宣誓を行う。

[註] : 貴族、有産市民、商人身分の者は自分自身の土地だけでなく妻が所有する土地についても、その訴訟に関して宣誓を行い司法上の権利を行使すると定めた条項。土地所有にかかわる裁判では夫が妻の代理人になるが、その身分的な範囲はノヴゴロド社会を構成する身分の上位 3 つ、即ち貴族、有産市民、商人身分である。実際、15 世紀のノヴゴロドに庶民身分による土地所有者はほとんど存在しなかった。

【第 18 条】

[テキスト] : А позовут боярина и житьего и купца в его земле, или в женне, ино ему отвячать, или ответчика послать в свое место и в женне, по тому крестному целованью.

[ジミン訳] : Если вызовут на суд боярина, житьего (человека) или купца, по тяжбе о земле, принадлежащей ему (самому) или (его) жене, то он может выступить (сам на процессе) или вместо себя и вместо жены послать согласно присяге (своего) представителя.

[ヴェルナツキー訳] : And if they sue a boyar, or a middle-class burgher, or a merchant for his land or for his wife's land, he may, after having kissed the cross, defend himself, or he may send his attorney in behalf of himself and his wife.

[試訳] : 貴族、有産市民および商人身分の者が自分の土地あるいは妻の土地についての訴えを受けたならば、彼は十字架接吻の宣誓をすませたあと、自ら反論を行うか、あるいは自分や自分の妻に代えて代理人を法廷に送る。

[註] : 第 17 条に引き続き貴族、有産市民および商人の土地問題訴訟にかかわる手続き規定である。夫は自分の土地ならびに妻の土地につき訴えを起こされた場合、審理に先立って行う宣誓を自ら済ませたあと、法廷には自分自身が立って原告に対する「反論を行う」(отвячать) か、あるいは自分ないし自分の妻に代わる「代理人」(ответчика) を法廷に送るとしている。夫は自分の土地に関する訴訟では、宣誓は自分で行い、法廷での審理には自分自身で自分の利益の「代弁を努める」ないし相手に「反論する」(これらの動詞はどちらも отвячать である) か、あるいは代わりに第三者の「代理人」を法廷に送るという 2 つの選択肢があった。妻の土地に関する訴訟の場合では、夫は十字架接吻の宣誓では妻の代理をつとめ、法廷審理では自ら妻の代理人を勤めるか、あるいは第三者の「代理人」を送ったことになる。いずれにせよノヴゴロドの裁判では息子が母親、夫が妻に代わって法的行為を代行したが、同時に男子の一般の係争者もしばしば「代理人」をたてて争ったことが判る。第 18 条はノヴゴロドの貴族、有産市民、商人の妻が夫とは独立の土地所有者であった事実を示して興味深いのが、裁判での法的行為という点では自立性に欠け、夫がす

べてを代行していたことになる。

【第 19 条】

[テキスト] : А ответчику с послухом на учане крест целовать.

[ジミン訳] : Представитель (стороны) и свидетель присягают на учане (т.е. речном судне).

[ヴェルナツキー訳] : And in litigations about boats the attorney and the witness must kiss the cross.

[試訳] : 代理人および証人は川船において十字架接吻の宣誓を行う。

[註] : 係争者だけでなく代理人や審理過程での証人にも十字架接吻の宣誓が科せられたことを示す条文であるが、「川船において」の意味は不明である。「ウチャーン」(учан)とはヴォルホフ川などで用いられていたノヴゴロド独特の川船である。ヴェルナツキーは「船で宣誓する」意味ではなく「船に関する訴訟においては」代理人と証人も宣誓する、の意味に解しているがそれでも判然としない。ジミンとヤニンの解説も参照 (2,235) (4,314)。

【第 20 条】

[テキスト] : А при которых докладчикех суд роскажет, ино тем докладчиком тот суд кончать.

[ジミン訳] : Судебное разбирательство (следует) заканчивать при тех судьях высшей инстанции, каоторым было доложено о суде низшей инстанции.

[ヴェルナツキー訳] : And the same member of the Court of Reexamination who accept a case shall conduct it to the conclusion.

[試訳] : 下級審から報告された訴訟についてはこれを受けた上級審裁判官らが裁判を結審させる。

[註] : 下級審での審査過程についての報告を聴取した上級審裁判官の集団は同じメンバーで当該裁判の最終判決を出さなくてはならないと規定する条項。上級審 (доклад) と上級審裁判官 (докладшики) については第 6 条の註参照。下級審での審理で結審が困難だったため、大主教宮廷に集まっている上級審裁判官の集団に対して下級審での審理過程の陳述が行われる (суд роскажет)。これを聴取した上級審裁判官の集団は、先送りすることなく同じ裁判官集団で審理し最終判決をださなくてはならない (тем докладчиком тот суд кончать)。роскажет の解釈については第 21 条の註を参照。また第 26 条と 29 条の註も参照。

【第 21 条】

[テキスト] : А судьям как розказщики укажут, ино коему ни есть судье велети своему дьяку тое дело записать, а розказщиком к тем списком свои печати приложить.

[ジミン訳] : Судьям (высшей инстанции следует) решать на основании доклада судей низшей инстанции; (следует) дать распоряжение своим дьякам записать весь ход судопроизводства, а судьям низшей инстанции к этим документам (следует) приложить свои печати.

[ヴェルナツキー訳] : And when the assessors state the case, the judge orders his secretary to write down his stetemnt, and the assessors seal the copy.

[試訳]: 下級審裁判官が上級審裁判官に陳述を行うとき、上級審裁判官は自分の書記官にその案件の書き取りを命じ、下級審裁判官はその文書に自分の印章を付す。

[註]: テキスト中にある *розказшики* (文字通りには陳述者) の理解の仕方により幾つもの解釈があるが、ここでは、結審に至らなかった下級審での審議過程を上級審裁判官の前で陳述する下級審の裁判官のことを意味するとしているジミンの解釈を採用した (2,235-236)。この理解は第 20 条と第 21 条がともに未結審の事件が下級審から上級審へと移される際の手続きを規定しているとの前提に立っているが、第 20 条で使われている *розказе* の語が上級審の法廷で下級審関係者が「陳述する」の意味であると理解できるから、第 21 条の *розказшики* を下級審裁判官=陳述者と解するのは合理的であると思われる。ヤニン刊行では *розказшики* を単に裁判審理への一般参加者としての陳述者を想定しているが (4,314)、陳述した内容に「印章を付し」、公的効力を与えている人物が単なる裁判での一般陳述者であるはずはない。ヴェルナツキーも上記の訳にあるように一般的な裁判での手続きとみなし、*розказшики* に *assessors* (裁判官や陪審員に助言を与える裁判所補佐人の意味) の訳を与えている。そうした職務がノヴゴロドの裁判制度に存在したか否かは不明だが、陳述内容を筆記させた文書に印章を付すような権限をもっていた点を考慮すれば裁判官本人と解する方が妥当である。一方、チェレプニンは第 21 条も第 20 条と同様に上級審裁判を扱っていると解している点でジミンと同じであるが、*розказшики* を上級審裁判官の言い換え、つまり *докладчики* の同義語であると見ている点で第 21 条の理解がジミンとはまったく異なってくる。しかしこのチェレプニンの理解を前提にすると、上級審裁判官 (*судьяе*) が同じ上級審裁判官 (*розказшики*) の陳述を書記官に書き取らせ、後者が書き取り書類に印章を付すということになり、意味のある内容をなすとは思えない (チェレプニンはまた *роказ* と *доклад* を同義としている) (6,388)。

【第 22 条】

[テキスト]: А послуху на послуха не быть, а Пъсковитину не послуховать, ни одерноватому холопу, а холоп на холопа послух.

[ジミン訳]: Показания (одного) свидетеля не (следует) отвергать показаниями (другого) свидетеля. Ни житель Пскова ни полный холоп свидетелями быть не могут. Холоп может быть свидетелем по делам о холопах.

[ヴェルナツキー訳]: And it is not permissible to produce a witness against [an already recognized] witness. And neither [an alien, such as] a Pskov citizen, nor a full slave may serve as witness [in regular case]. But a slave may be a witness against another slave.

[試訳]: ある証人の証言を別の証人の証言により覆すことはできない。プスコフ人も完全ホローブも証人となることはできない。ホローブはホローブに関する訴訟では証人になる。

[註]: 裁判における証人のあり方やノヴゴロドの法廷で証人としての資格を認められる住民のカテゴリーを規定する条項。条文の前半は、係争者の一方が立てた証人 (*послух*) の証言は、相手側がそれに対立する別の証言をする証人を立てるだけでは反駁でない (それ以上の証明が必要になる) と定めている。さらに後半ではプスコフ住民 (*Пъсковвитин*) および完全ホローブ (*одерноватый холоп*) にはノヴゴロド人の裁判で証人になる資格がないと規定している。オジェルノワトイ (*одерноватой*) とはキエフ時代のルースカヤ・プラ

ウダでは「オーバーヌィ」、もう少しあとの時代には「ポールヌィ」の語と同じで「完全に所有された」ホローブ＝奴隷の意味の形容詞である。ただし、ノヴゴロド時代にはオジェレヌィもポールヌィも両方とも使われた。一例をあげると、15世紀末にナスタシアという女性とその娘が完全ホローブとして身売りをしたときの文書は当ても「ポールナヤ・グラモタ」と呼ばれている一方、「ナスタシアとその娘のタチアナは自分の自由意志で」、*продалась....одерень в полницу* と *одерень* を「完全に」の意味で使っている (2,194)。プスコフ人は外国人と同じくノヴゴロド社会の構成員と認められないため、完全ホローブの場合は非自由人で完全な人格がないため同じく社会構成員とは認められなかったからである。かつてプスコフはノヴゴロドの付属都市であった時代もあるが、遅くとも14世前半以後（もっと早い時期と考える研究者もいる）は独立の国家であったから、プスコフ人は法的には外国人として扱われ、ノヴゴロド人の裁判の証人にはなれなかった。証人は原則として自由人でなければならず、ホローブの証言は禁じられるか制限されたのはすでにルースカヤ・プラウダの時代からのことである。拡大本プラウダの第66条や第85条参照 (4,106-207) (4,112)。

【第23条】

[テキスト] : А кто с мем пошлется на послуха, ино взять заклад шестнику на сто верст по старине, а подвойским и софьяном, и биричем, и изветником на сто верст четыре гривны. А кой истецъ скажет послуха дале ста верст, а похочет и другой истецъ слатся на того послуха; ино слатся на него; а не всхочет другой истецъ слатся дале ста верст, ино поставить ему своего послуха у суда, а срок ему взять на послуха на сто верст по три недели, а заклад дать виноватому истцю на сто верст шестнику.

[ジミン訳] : При совместной ссылке (обеих сторон) на (одного и того же) свидетеля шестнику (следует) взять пошлин по обычаю за 100 верст, а подвойским, биричам, изветникам за 100 верст – 4 гривны. Если какая-либо сторона укажет на свидетеля, (находящегося) далее 100 верст, (от места судопроизводства), причем другая сторона захочет сослаться на его показания, то (следует) ссылаться на него; если же не захочет другая сторона ссылаться (на показания свидетеля, находящегося) далее 100 верст (от места судопроизводства), то (следует) первой стороне (самой) доставить своего свидетеля на суд; при этом срок ему (следует) взять для (доставки) послуха (из расчета) на (каждые) 100 верст по 3 недели. Пошлины платятся (княжескому) шестнику за 100 верст стороной, проигравшей процесс.

[ヴェルナツキー訳] : And if the litigants refer to a witness, the allowance for travel expenses of the officials [sent for the witness] must be paid in advance: to the sergeant, up to 100 versts, according to old custom; to the constable, or the archbishop's squire, or the herald, or the informer, four grivna up to 100 versts. And if a litigant refers to a witness whose residence is more than 100 versts distant, and the other litigant agrees to refer to the same witness, the latter is summonsed. But if the other litigant refuses to pay his share for summoning a witness from a distance over 100 versts, he may produce his own witness. And the term for summoning a witness from a distance not over 100 versts is three weeks. And the term for summoning a witness from a distance over 100 versts is three weeks. And it is the loser of the suit who finally covers the expenses for

the summoning of a witness, but the amount is paid in advance to the sergeant.

[試訳]: 係争者の双方が同じ証人を指定したならばその呼出しのための旅費手当として召喚役には 100 露里につき旧例通りの額、法廷執達吏、大主教宮廷官、伝令官、告発役には 100 露里につき 4 グリブナを徴収する。また係争者の一方が 100 露里より遠方の証人を指定し、他方の側の係争者もその証人の召喚を望むならばこの証人を召喚する。しかし他方の側が 100 露里以上の遠方の者の召喚を望まない場合には、その者は法廷に自分の証人を提示する。この場合、証人の召喚のために認められる期日は証人への距離が 100 露里につき 3 週間である。100 露里あたりの旅費手当を召喚役に支払うのは裁判で敗訴した側である。

[註]: 証人 (послух) を法廷に召喚するために派遣される役人が受け取る旅費手当の金額を役人のカテゴリーや法廷のある場所から証人の居住する土地までの距離、すなわち証人呼出しのための役人の出張距離数に応じて定めている条項である。また証人喚問に要する日数も同じ距離に応じて設定し、100 露里につき 3 週間としている。少し奇妙なのは証人の召喚に関わる官吏として列挙されているさまざまな職名のうち、最初に挙げられている *шестник* (召喚役) の 100 露里あたりの出張手当は「旧例により」(по старине) とし、具体的な金額を示していないのに対し、それに続く *подвойский* (法廷執達吏)、*софьянин* (大主教宮廷官)、*бирич* (伝令官)、*изветник* (告発役) の 4 種の役人ないし裁判所廷吏については 100 露里あたり 4 グリブナと金額を示している点である。多くの論者は *Шестник* (召喚役) も含め列挙されている廷吏が都市ノヴゴロド側の役人か大公側の役人かを論じていないが (2,236-237) (4,316)、*Шестник* は大公の役人、手当金額の示されている 4 種の役人がノヴゴロド側と推定するのが妥当ではなかろうか。ソフィアニエが大主教宮廷に所属する司法行政官であることは周知のことであるし、ポドヴォイスキーも幾つかのノヴゴロド文書やプスコフ裁判法でよく知られた都市側の司法行政役人である。特に ПСГ の諸条項 (第 49,64,81 条) でポドヴォイスキーが公の役人と一緒に証人や被告を法廷に召喚し、その手数料を折半するプスコフ側の宮廷吏として登場している事実 (17,77/104)、そして一般にノヴゴロドおよびプスコフの裁判制度が都市と公との共同裁判体制をとっていた事実に照らして、*Шестник* が司法行政官であるドヴォリャニンなどと同例の大公側の役人であると思われ、この第 23 条も同じ構造をもっていると推定するのが合理的と思われる。この点に関しては第 41 条の註を参照されたい。またこの条項に列挙されている役人は被告、原告、証人の法廷への召喚だけでなく裁判所判決の公表、政府決定の布告などの業務にもたずさわった。なお、本条項での *заклад* は НСГ の表題や第 6 条にける *заклад* (科料、罰金) の意味ではなく、係争者から徴収する裁判手数料の一種の意味で使われている。

【第 24 条】

[テキスト]: А кто с кем ростяжется о земле, а почнет просить сроку на управы, или на шабъры, ино ему дать один срок на сто верст три недели, а дале и ближе а то по числу; а ему сказать шабра своего на имя, за кем управы лежат, по крестному целованью, да и по руце ему ударити с истцом своим; а посаднику приложить к срочной грамоте своя печать. А иному сроку не быть. А от сроку взять гривна. Также и иным судьям давать срок по тому ж. А кой истецъ не возмет срочной за печатью, ино тем его и обвинить тому судье, пред коим

суд был, а сроку не ждать. А о иных делах срок по старине.

[ジミン訳]: Если кто-либо затеет с кем-нибудь процесс о земле и станет просить отсрочки для (представления) документов или совладельцев (этой землей), то ему дать одну отсрочку (из расчета) на 100 верст 3 недели, а если (документы или свидетели находятся) дальше или ближе, то исходя из (этого же) расчета; при этом сторона, (просящая об отсрочке), должна под присягой назвать имя своего совладеца, у которого лежат документы, и полюбовно договориться с другой стороной, а посаднику (следует) приложить к грамоте, фиксирующей отсрочку, свою печать. Никакой другой отсрочки быть не может. А за отсрочку взыскать гривну. Также и другие судьи дают отсрочку в соответствии с этой процедурой. Если какая-либо сторона не возьмет грамоты, фиксирующей отсрочку и удостоверенной печатью, то тем самым судья, который вел процесс, ее признает виновной, не дожидаясь (истечения) отсрочки. При (разборе) других дел отсрочка (дается) по старине.

[ヴェルナツキー訳]: And if there is a litigation about land, and the defendant asks for a term for obtaining documents or summoning the co-owners of the land [from a distance], the term is three weeks for 100 versts, and proportionally if the distance is more or less than that figure. And he must name his co-owners and indicate specifically where the documents are, supporting his statement by an oath. And he has to strike an agreement with the plaintiff concerning the term, and the mayor has to seal that agreement, and the term may not be changed after that; and the fee for a term agreement is one grivna. And [if the case is tried not by the mayor] but by some other judge, he has to confirm the term agreement accordingly. And if a litigant refuses to accept his sealed copy of the term agreement, the judge handling the case shall accuse him without waiting for the expiration of the term. And for other lawsuits the term is appointed according to old customs.

[試訳]: ある者が別のある者を相手に土地に関する訴訟をおこし、遠くにある証拠文書を取りよせあるいは土地の共同所有者を呼び寄せるための猶予期間を要請したならば、100露里につき3週間の割で猶予期間を与え、それより遠い場合や近い場合もこの割合に準じて猶予期間を与える。猶予期間を要請した者は十字架に接吻して宣誓のうえ、土地の共同所有者の名前、あるいは証拠文書を託してある先の者の名前を陳述しなくてはならない。またこの猶予期間につき訴訟の相手方から合意をえ、市長はその合意文書に自分の印章を付し、これ以外の猶予期間は認めない。この猶予期間文書につき1グリブナを徴収する。市長以外の裁判官も同じ基準で猶予期間を与える。もし係争者のどちらかが印章により公認された同意文書の受け取りを拒否するならば、担当の裁判官は期限の終了をまたずその者の敗訴を決定する。その他の訴訟における猶予期間については旧例による。

[註]: 土地問題の訴訟で係争者の一方が自己の主張の証人となるべき土地の共同所有者(шабър)を遠方から呼び寄せたり、あるいはおそらくその共同所有者の手元にある証拠文書(управа)を取り寄せたりするための猶予期間を申請した場合、呼び寄せる先の遠近により100露里につき3週間の猶予期限を与えるが、その場合、申請者は係争相手との間でこの猶予期間に関する合意文書(срочная грамота)を取り交わし、市長に1グリブナの手数料を払って公認を得るという手続きを規定した条項。управаとは裁判の結果申し渡される判決や処罰などを意味するが、ここでは当該の土地所有に関して以前に出された何らかの文書を意味しており、売買文書なども含まれるように思われるので判決文書とはせず

証拠書類とした。おそらく猶予期間を申請した者との土地の共有者の手元に書類があり、その共有者が裁判地から遠く離れて住んでいることが想定されているのであろう。シャープル (сябр ないし шабр) とは共同所有地を共有する共有成員のことでプスコフ裁判法でも知られており、ПСГ 第 106 条は同じく売買文書などシャープルの間の所有権を示す証拠書類が問題にされている (17,126)。また猶予期間に関する合意文書とした срочная грамота とは一般に係争者側が要求して審査の期間に関する延長や猶予を求め、裁判所側が手数料をとって公認した係争者相互間の合意文書のことで、同時に出頭期日を延期した召喚状でもある。スロチナヤ・グラモタについてはこの条項のほか第 30-32 条でも扱われている。

【第 25 条】

[テキスト] : А в тиуне одрине быти по приставу с сторону людем добрым, да судити им в правду крест поцеловав на сей на крестной грамоте.

[ジミン訳] : В тиунской избе (следует) присутствовать с (каждой) стороны по (одному) приставу, которым (следует) судить справедливо, присягнуть (в верности) этим законам.

[ヴェルナツキー訳] : And at the court presided over by the Grand Duke's justice there shall be an assessor for each litigant, and the assessors must be reliable men and must conduct the trial honestly, after being sworn to obey the law according to this charter.

[試訳] : [大公の] チウンの法廷には係争者それぞれの側に 1 人ずつ良き市民から成るプリスタフが出廷するものとし、チウンは本裁判法への十字架接吻の宣誓を行ったうえ公正に裁かねばならない。

[註] : 大公のチウンによる裁判は係争者の双方から各 1 名ずつのプリスタフが臨席のうえで審理を進めなくてはならないとする条項。本条のチウンにも公のチウンかノヴゴロド側のチウンかを特定する形容詞は付されていないが、ノヴゴロド裁判の特徴である公と都市との「共同裁判体制」の原則に則って、係争者 2 人から各 1 名計 2 名のノヴゴロド人プリスタフを臨席させるという制約を付けていることから、このチウンは第 3 条に言及されるチウンとは異なり、大公側の裁判官であると推測できる。この点は上記のジミンおよびヴェルナツキーの訳でも、ヤニン刊行版でも同じ解釈をとっている (4,316)。チェレプニンも第 25 条はいわゆる 1385 年編纂の НСГ より後の時代に起源があるとし、公のチウンに関係した条項との理解を示している (6,385)。係争者の双方が「1 人ずつよき市民」(по приставу с сторону людем добрым) から選ばれるプリスタフを裁判に参加させるとする本条の規定は、おそらく第 5 条にある市長、大主教などの裁判で双方から「2 人ずつが出廷する」という規定とパラレルな関係にあり、第 5 条の趣旨を大公のチウンの裁判について繰り返しているものと考えられる。ジミンも第 25 条は第 5 条を補足する規定としている (2,238)。テキストの冒頭にあるチウンの одрина とは役所あるいはイズバのこと。

【第 26 条】

[テキスト] : А докладу быти во владычне комнате, а у докладу быть из конца по боярину да по житьему да кои люди в суде сидели, да и приставом, а иному никому же у доклада не быть. А докладчиком садиться на неделю по трижды, в понедельник, в среду и пяток. А кои докладчик не сядет на тот день, ино взять на боярине два рубля, а на житьем рубль. А докладшиком от доклада посула не взять, а у доклада не дружить никоею хитростью, по

крестному целованью. А кому сести на докладе, ино ему крест целовать на сей на крестной грамоте однова.

[ジミン訳]： Суд высшей инстанции происходит в комнате у владыки, на суде присутствуют с каждого (новгородского) конца по боярину и по житьему (человеку), а также судьи низшей инстанции и приставы; никто иной на суде высшей инстанции не присутствует. Судьи высшей инстанции заседают трижды в неделю – в понедельник, в среду и в пятницу. Если же какой-либо судья высшей инстанции в какой-нибудь из указанных дней не явится, то (следует) взыскать с боярина 2 рубля, а с житьего – рубль. Судьям высшей инстанции, в соответствии с присягой, за судопроизводство не (следует) брать взятки, ни судить по дружбе, используя всевозможные хитросплетения. Если кто-либо должен производить суд высшей инстанции, то ему (следует) присягнуть один раз (в верности) этим законам.

[ヴェルナツキー訳]： And if the cause has been referred to the superior court [on the judge's recommendation], the Court of Reexamination meets in the archbishop's hall, with one boyar and one middle-class burgher from each city district present; also present are those judges and assessors who had tried the case in the lower court, as well as the assessors representing the litigants; and no one else is admitted. And the members of the Court of Reexamination meet thrice a week, on Mondays, Wednesdays, and Fridays. And if a member fails to attend a session, he is fined two rubles, if he is a boyar; and if he is middle-class burgher, one ruble. And the members of the Court of Reexamination shall accept no bribes, nor favor any side through some subterfuge, in accordance with their oath. And he who attends the session of the Court of Reexamination for the first time, must kiss the cross once, [promising to obey the law] according to this charter.

[試訳]： 上級審裁判は大主教宮廷において開催するものとし、この法廷には各区からそれぞれ貴族1名と有産市民1名ずつ、下級審で裁いた裁判官、係争者を代表するプリスタッフが出席し、それ以外の何者も上級審裁判には出席しない。上級審裁判官らは週に3回、月曜、水曜、金曜に会席して審理する。いずれかの上級審裁判官がこれらの日に欠席した場合には、それが貴族であれば2ルーブリ、有産市民であれば1ルーブリの科料を科す。上級審裁判官らは十字架接吻での宣誓を忠実に守り、上級審裁判で賄賂を取ったり奸策を弄してどちらかの味方をしてはならない。上級審裁判に出席することになった者は1度本裁判法への十字架接吻の宣誓を行う。

[註]： 裁判で最終的な判決を下すノヴゴロドの上級審裁判の制度を規定した条項。一般の裁判所がある案件の審理の過程で生じた何らかの困難のため結審するに至らなかったとき、その裁判官からの報告を受けて開催される上級の法廷をドクラドと称した。第26条はこの法廷への出席者の構成および審理日などを定め、違反した上級審裁判官に科す科料なども規定している。この法廷には5区から各2名（貴族身分1名と有産市民身分1名）ずつ合計10名が出席し、この10名については週3回の審理に欠席すると科料を科すとあるから、ドクラドチキ（докладчики）の名で呼ばれる正式の上級審裁判官は彼らだけを指している可能性が高い。事実、ジミンはそう考えている（2,238）。但し審理にはこのほか前の結審にいたらなかった裁判での裁判官たち（да кои люди в суде сидели）や同じく前の裁判で係争者双方に付けられたプリスタッフたち（да и приставам）も参加していた。しかし他の条文と比較検討してみても、これらの人々も含めてドクラドチキと呼んでいた可能性は少ない（第29条の註を参照）。この上級審は下級審での判決が出た後にその判決に不満

な側が上告して再審を要求し、その結果行われる現代的な上訴審裁判ではむろんない。むしろ判決を出し得なかった司法当事者の要求に基づいて行われる裁判であり、その上告の動機ないし原因として法や事実の不明確性、共同裁判における裁判官の間の意見の不一致、当該事件における上部権力の意向を確かめようとする裁判官の意図など、さまざまな要素が推測される（14,365）。上級審裁判に関してはまた第6条、第20条、第28条、第42条も参照。また、本条には大公の代官やチウンなど公側の利益を代表する要素がまったく含まれておらず、多分にノヴゴロドの伝統的要素を残した条項と理解されている。

【第27条】

〔テキスト〕： А посаднику и тысячцкому и владычню наместнику и их судьям и иным судьям, всем крест целовать да судить им в правду.

〔ジミン訳〕： Посаднику, тысяцкому, наместнику владыки, их судьям и (каким-либо) другим судьям, – всем (следует) присягать и судить справедливо.

〔ヴェルナツキー訳〕： And the mayor, and the chiliarch, and the archbishop's lieutenant, and their judges, and the borough judges all have to kiss the cross [promising] that they will conduct the trials justly.

〔試訳〕： 市長、千人長、大主教代官、彼らの裁判官およびその他の裁判官はすべて十字架接吻の宣誓を行い公正に裁かねばならない。

〔註〕： ノヴゴロドにおけるあらゆる種類の裁判官に旧習に基づく十字架接吻の宣誓を要求する条項で、内容的には第4条の後半部分（ジミンが4a条としている部分）と重複している。チェレプニンは第24条と第30–32条の部分は初期編纂のНСГでは内容的に一体をなしていた一連の条文だったが、この条文群の間に挿入された第25–29条は明らかに後の版で挿入されたため上記の一体的部分が2つに分断されたと論じ、その証拠の一つとして第27条が内容的には第4条後半部分の単純な繰り返しにすぎないことを指摘したうえ、すでに第4条で述べられた要求が第27条で再度繰り返される事実は、この部分が2つの異なる資料、すなわち1385年の初期編纂とそれ以後に補充された資料とが合成的に利用され、編纂されたことを裏付けると論じている（6,385）。

【第28条】

〔テキスト〕： А земное орудье судити два месяца, а болши дву месяц не волочити. А как межник приедет с межи, ино той суд кончати посаднику в другие два месяца тому ж посаднику, а дале не волочитить. А кой посадник, межника дав, а поедет прочь ис города не кончав того суда, ино великим князем и Великому Ноугороду на том посаднике пятьдесят рублев, а истцю убытки подойдет; или тысячцкой поедет прочь из города не кончав суда, или владычень наместник, ино взять великим князем и Великому Ноугороду пятьдесят рублев, а истцю убытки подойдет.

〔ジミン訳〕： Дело о земле (следует) судить самое большее два месяца, не допуская затяжки слушания дела свыше этого срока. Как только осмотрщик приедет с межи, тому ж посаднику, (который начал процесс), следует закончить процесс в последующие (за этим) два месяца, не допуская дальнейшей затяжки дела. Если какой-либо посадник, назначив осмотрщика (межи), уедет из города, не закончив этого судебного разбирательства, то

векикие князья и Великий Новгород (взыскивают) с этого посадника 50 рублей, (который также) возмещает убытки стороне (выигравшей процесс).

[ヴェルナツキー訳] : And the trial of any lawsuit about land has to be completed within two months; and its conclusion may not be delayed over two months. [But if the boundaries have to be examined by a land-surveyor], the mayor has two more months, following the land-surveyor's report, to complete the case, but he may not prolong it over two months. And if the mayor, after having sent the land-surveyor to examine the boundaries, leaves the city [for some private business] without having completed the case, the Grand Dukes and Novgorod the Great fine him 50 rubles, and besides he has to pay the damages to the plaintiff. Likewise, if the chiliarch, or the archbishop's lieutenant, leaves the city before the completion of the case he tries, the Grand Dukes and Novgorod the Great fine him 50 rubles, and besides he has to pay the damages to the plaintiff.

[試訳] : 土地に関する訴訟は2ヶ月以内に結審するものとし、2ヶ月以上引きのばしてはならない。[審理の過程で派遣した]測量師が境界調査の結果をもって戻って来た場合には、この時からさらに2ヶ月の間に審理を開始した時の同じ市長が裁判を結審させ、それ以上の延期は許されない。ある市長が測量師を指名して調査を指示したあと、この裁判を結審させることなく都市から外出してしまった場合、大公ならびに大ノヴゴロドはこの市長に50ルーブリの科料を科し、また勝訴した係争者に対する損害賠償を行わせる。同じく千人長ないし大主教代官が裁判を結審させることなく都市から外出してしまった場合にも、大公ならびに大ノヴゴロドが彼らに50ルーブリを科し、また勝訴者への損害賠償を行わせる。

[註] : 第9条が一般の裁判における開始から結審までの期間を1ヶ月に限定しているのに対し、この第28条は土地に関する訴訟について特別に2ヶ月の期限を定めている。あらゆる種類の裁判の一般原則的な期限が1ヶ月であるのに対し、土地紛争だけ例外的に2ヶ月の期限をさだめているものとするのが通常理解である。だがチェレプニンのように2種類の裁判期限の存在は、現存のНСГが1385年編纂以来の幾つかの資料を複合的に利用して作成した結果の不統一とみる理解もある(第9条の註参照)。本条は土地訴訟の審理期間を2ヶ月に限定する原則を示したうえで、但し審理の過程で裁判官が紛争地の調査のため測量師(межник)を現地に派遣した場合には、その測量師が現地での測量や調査の結果をもって裁判所に帰った(приедет с межи)時点からさらに2ヶ月以内に結審するとしており、裁判開始から測量師の帰還までの時間は2ヶ月の限度内に含めない緩和規定になっている。ここで測量師の訳語を与えたメジク(межник)はプスコフ裁判法に3回にわたって言及され、いずれも土地紛争の際に土地文書に基づき土地の境界の計測を行う専門家のことをさしている。НСГにおける測量師は係争者の双方ないし一方が派遣して計測を行わせている(НСГ第10条や第106条参照)(17,39/125)のに対し、本条では裁判官自身が審理の過程で派遣している。裁判官としての市長、千人長、大主教代官などが、審理半ばで都市外の遠隔地に赴くなど自分が開始した裁判を期限内に結審できない場合、50ルーブリという高額のコ料が大公およびノヴゴロド民会から徴収された。НСГ(第6条)でも市長は自分が審理を開始した裁判は(2ヶ月ではないが)自分の任期内に結審することが義務づけられ後任の市長による継承を禁止している(17,36)。НСГの第28条も2ヶ月間の期限内の結審を強調しているものの、同時に審理を開始した同じ裁判官が結審するべき(той

суд кончати посаднику.....тому ж посаднику)と述べている点にも注意が必要である。なお、ジミンは上記の現代ロシア語訳において、テキストの или тысячкой поедет прочь из города не кончав суда 以下の部分、すなわち「同じく千人長ないし大主教代官が裁判を結審させることなく都市から外出してしまった場合にも、大公ならびに大ノヴゴロドが彼らに 50 ルーブリを科し、また勝訴者への損害賠償を行わせる」の訳文を欠落させている。

【第 29 条】

[テキスト]： А не кончает судья земного орудья в два месяца, ино истцю взять на него приставы у Великого Новгорода, ино ему тот суд кончати перед теми приставы. А не укажут судьи докладшики в тую два месяца, ино итти судье с истцом к Великому Ноугороду да взати приставы на докладшиков, а докладшиком указати судьи тое дело перед теми приставы, а судье кончати истцю тое дело перед теми же приставы.

[ジミン訳]： Если судья не закончит земельной тяжбы в течение двух месяцев, то истцу (следует) взять от Великого Новгорода приставов (для контроля) над судьёю, который в присутствии этих приставов должен закончить процесс. Если судьи высшей инстанции не укажут (этому) судье в течение двух месяцев (как следует закончить процесс), то судье с истцом (следует) обратиться к Векикому Новгороду и взять приставов (для контроля) над судьями высшей инстанции, которые должны в присутствии этих приставов указать судье (как следует закончить процесс), а тот должен закончить эту тяжбу истца в присутствии тех же приставов.

[ヴェルナツキー訳]： And if a judge has not completed a lawsuit about land within two months, the plaintiff shall receive, for his assistance, sergeants at arms from Novgorod the Great, and the judge shall complete the case in the presence of those sergeants at arms. [And if the judge refers the matter to the Court of Reexamination] and that Court does not complete the case within two months, the judges [of the lower court] and the plaintiff likewise apply to Novgorod the Great for help and receive sergeants at arms [for compelling] the members of the Court of Reexamination [to conduct the case without delay]. The Court of Reexamination shall then instruct the judge [of the lower court] consernig the solution of the case, in the presence of the sergeants at arms, and the judges completes the case in the presence of the said sergeants.

[試訳]： 土地に関する訴訟を裁判官が 2 ヶ月以内に結審させない場合、係争者は大ノヴゴロドから裁判官への目付となるべきプリスタフを受け取るものとし、裁判官はこれらプリスタフ立ち会いのもとで当該の裁判を結審させねばならない。また上級審裁判官が下級審から移された案件について 2 ヶ月以内に下級審裁判官に判決を与えない場合、下級審裁判官と係争者は大ノヴゴロドに申請して上級審裁判官への目付となるプリスタフを受け取るものとし、上級審裁判官はこれらプリスタフの立ち会いのもとで当該訴訟の判決につき下級審裁判官に指示を与え、下級審裁判官は同じプリスタフの立ち会いのもとでこの訴訟に判決を下す。

[註]： 土地に関する訴訟で裁判官が 2 ヶ月以内の結審を守らない場合、係争者がノヴゴロド民会に訴え出て審理の執行を強制するためのプリスタフの出廷を求め、審理の促進を行うことができることを定めた条項。前条の第 28 条も土地に関する訴訟での裁判期間（2 ヶ月）を守らない裁判官に多額の科料を科すことで裁判期限の遵守を促しているが、土地

の測量師を送ったあと私用で都市を離れ裁判期限が守れなくなったときなど裁判官の瑕疵が明白な場合についてであって、2ヶ月の経過で自動的に50ルーブリの科料が科されたわけではなかったと思われる。これに対して第29条は裁判官が裁判期限を遵守しない場合、係争当事者がノヴゴロドに訴えることで、裁判に臨席し裁判官の審理を促進するプリスタフを要請することが出来ることを規定したもので、古くからのノヴゴロドの慣習によるものと考えられる。係争当事者がプリスタフを要請した先は「大ノヴゴロド」とあるが、これはジミンも述べているように「ノヴゴロド民会」を意味している(2,239)。市長、大主教、千人長などの裁判官は政府の代表者でもあったからプリスタフは政府からではなく、民会から派遣されたのであり、その点は第34条の規定で係争者が裁判にかかわってプリスタフを受ける先が「大ノヴゴロド」の代わりに「民会」と言い換えられている点からも確認できる。プリスタフの臨席は裁判官に何らかの強制力をもっていたと思われ、ヴェルナツキーもこの条文のプリスタフを *sergeants at arms* と訳して武力的「強制力」を感じさせている(上記の英訳参照)。第29条は一般の裁判における裁判期限だけでなく、土地問題訴訟が上級審裁判に上申された場合についてもドクラドチキが2ヶ月の期限を遵守しない場合、係争当事者と下級審裁判官が申請して同じく民会からプリスタフの派遣を求めることが出来ると述べている。また本条の最後に書かれている *а докладшиком указати судьи тое дело перед теми приставы, а дудье кончати истцю тое дело перед теми же приставы* の文から読み取れるように、上級審裁判官(ドクラドチキ)は上申された案件につき直接判決を下すのではなく、下級審の裁判官に判決すべき内容を指示し、判決は下級審裁判官が与えるという方式が採用されていたことが判る。また「上級審裁判官はこれらプリスタフの立ち会いのもとで当該訴訟の判決につき下級審裁判官に指示を与え」の部分から判るように、上級審裁判(ドクラド)に参加している下級審の裁判官はドクラドチキの一員とは看做されてはいない(第26条の註参照)。

【第30条】

[テキスト]: Или истци у коего судьи возмут срок и срочные за печатми, а той судья переменится, а кто будет судья на его место, ино тым истцом стать перед теми судьями да и срочные свои положить на той срок, а тому судье судити той суд да и кончати.

[ジミン訳]: Если стороны получают от какого-либо судьи отсрочку и отсрочную грамоту с печатью, а этот судья будет заменен, то им (следует) в указанный срок явиться к тем судьям, которые заменят прежних, и предъявить им свои отсрочные грамоты, а судьям – произвести судебное разбирательство и завершить процесс.

[ヴェルナツキー訳]: And if any litigants agree upon the time [of the hearing of their case] and each of them receives from the judge a copy of the agreement, and then the judge is removed, the litigants have to appear before his successor and produce their copies of the term agreement, in time, and that judge shall conduct and complete that case.

[試訳]: 係争者の双方が裁判官から裁判日の延期と印章つきの合意文書を受け取ったが、そのあとで同裁判官が辞任し、後任に別の裁判官が就任した場合、係争者は定められた期日に後任の裁判官のもとに出頭してその合意文書を提出しなければならず、後任の裁判官は審理を行ってこの裁判の判決をあたえなくてはならない。

[註]: 第30-32条は係争者が裁判所から法廷への出頭日の延期の承認とそれを文書に記

して特定の日に出頭を取り決めた合意文書ないし延期召喚状（срочная грамота）を受け取った場合の裁判規則をさだめている。第 30 条は途中で裁判官の交代が生じた場合でも係争者は召喚状に記された通りの期日に法廷に出頭することを義務づけている。第 28 条にあるように、少なくとも土地関係訴訟の裁判は審理を開始した同一の裁判官が結審するのが原則であるが、第 30 条では最初の裁判官が出廷日の延期とそれを記した срочная грамота を係争者に出した後に辞任して後継裁判官が任命された場合、係争者は延期された召喚状通りの期日に後任裁判官に出頭して裁判を受けると定めている。このケースでは 1 人の裁判官が審理の開始から結審までを担当する原則に反しているようにも思えるが、最初の裁判官が出廷日の延期を出しているために審理はまだ開始されていないという認識に立って、後任裁判官による審理と結審が認められているものと推定できる。срок とはこの場合単なる期日のことではなく期日の延期を意味する。したがってまた срочная грамота は法廷への出頭日を定めた召喚状一般をさすが、この場合には延期した期日を定めた召喚状をさしている。

【第 31 条】

[テキスト]： А один истецъ станет на той срок перед судьей да и срочную свою грамоту положит, а другой не станет, ино тому судье дати на него грамота да и срочная грамота к той же ему грамоте припечатать, а отсылки ему не отсылати.

[ジミン訳]： Если одна из сторон явится на суд в указанный срок и предъявит свою отсрочную грамоту, а другая (в срок) не явится, то судье (следует) выдать судебное решение в пользу явившейся (на суд) стороны и скрепить это решение печатью вместе с отсрочной грамотой, не посылая (нового) вызова на суд неявившейся стороне.

[ヴェルナツキー訳]： And if one of the litigants appears before the judge in time and produces his copy of the term agreement, and the other does not appear [he stands accused, and] the judge issues a writ against him, [a copy of which is handed to that litigant who did appear before the judge]. And to that copy of the writ his copy of the term agreement is attached by seal; and no notice is sent to the defendant.

[試訳]： 係争者の一方は定められた期日に裁判官の前に出頭し延期召喚状を提出したが、もう一方の係争者が出頭しなかった場合、裁判官は出頭した側に勝訴の判決状を与え、この判決書には印章を付し、また延期召喚状も付ける。しかし出頭しなかった敗訴者に通知は送らない。

[註]： 第 30 条に次いで第 31 条では延期召喚状に定めた期日に出頭しなかった側が敗訴となること、判決状は印章を付して勝訴者の側に渡されること、出頭しなかった敗訴者への通知は行われなことを定めている。この場合、勝訴側が裁判官から受け取る判決状は相手は召喚状に指定された期日に出頭しなかったために審理なしに与えられる無審理判決状（безсудная грамота）であり、審理を伴う一般の判決状の場合より裁判官の手数料は少なかった。この点に関しては第 8 条を参照。

【第 32 条】

[テキスト]： А во чье будет мест ответчик срок взял, а до того сроку сведется ответчику смерть, ино на той срок стать самому истцу, или иного ответчика поставить в свое место; а

не станет сам, или иного ответчика не поставит, ино тым его и обвинить.

[ジミン訳]： Если отсрочку получил представитель какой-нибудь стороны и до истечения срока он умрет, то сама сторона (должна) явиться к указанному сроку или выставить вместо себя другого представителя; если же эта сторона не явится (на суд) и не выставит другого представителя, то тем самым признается виновной.

[ヴェルナツキー訳]： And if an attorney arranges for a term [of the hearing of the case] in behalf of the claimant and dies before the appointed time, the claimant has either to appear in person before the judge in time, or to send another attorney; and if he fails to appear in person, or to send another attorney, he stands accused.

[試訳]： 一方の係争者の代理人が裁判期日の延期を取り決めたが、その期日が来る前に代理人が死亡した場合、定められた期日には係争者本人が出頭するか、あるいは自分に代わる別の代理人を派遣するものとする。係争者本人が出頭せず、別の代理人も派遣されないならば、その係争者の敗訴となる。

[註]： 係争者の代理人が裁判期日を調整し裁判所からの承認を得たが、期日前にその代理人が死亡した場合、係争者本人か或は新たに任命した代理人が срочная грамота に定められた通りの期日に出頭しなくてはならないとする条項。代理人 (ответчик) についてはすでに第 15,18,19 条などに言及されているのでこれら諸条項の註を参照されたい。代理人の死という事態でもさらなる期日の延期は認められず、延期召喚状に定めた通りの期日を守るべしとされているから、おそらく期日の延期は 1 回だけしか認められなかったのではないかと思われる。

【第 33 条】

[テキスト]： А кто каго утяжет в татьбе с поличным, или в розбое, или в грабежи, или в поголовщине, или в холопстве, или от полевой грамоте, ино взять судьям от суной грамоты четыре гривны, а от безсудной две гривны.

[ジミン訳]： Если кто-либо выиграет у кого процесс по обвинению в воровстве с поличным, или в разбое, или в грабеже, или в убийстве, или по делу о холопстве, или по делу о поединке, то судьи выскивают 4 гривны за решение, приятное после судебного разбирательства, и 2 гривны за решение, принятое без судебного разбирательства.

[ヴェルナツキー訳]： And if anyone wins a lawsuit about theft on the evidence of the stolen object being found in the home of the defendant, or about robbery, or burglary, or murder, or about a runaway slave, or about a land deed, the judges collect four grivna for each court decision, and two grivna for each writ.

[試訳]： ある者が別のある者を相手に盗品の証拠に基づく窃盗、強盗、略奪、殺人、ホローブ問題、決闘証文などに関する裁判で勝訴した場合、裁判官は判決状 1 通につき 4 グリブナ、無審理判決状 1 通につき 2 グリブナの裁判手数料を取る。

[註]： 窃盗、強盗、殺人、ホローブ、決闘など重大な犯罪や事件にからんだ裁判で裁判官が判決状 (および無審理判決状) から徴収する裁判手数料の額を定めている条項。第 8 条でも裁判手数料を定めているが、第 8 条は係争対象の価値額に応じて手数料が変化しているのに対し、重大犯罪が関係する訴訟事件や訴追事件を扱っている第 33 条では 1 判決状につき 4 グリブナ (無審理判決状では 2 グリブナ) と固定の手数料が決められている。し

かし本条項は刑法上の重大犯罪に対する訴追事件そのものを論じているというよりは、むしろ犯罪にかかわって生じた訴訟事件を関心の中心に据えている。さまざまな犯罪を列挙しながら、「ある者が別のある者を相手に、、、などに関する裁判で勝訴した場合」という記述がそのことをよく証明しているし、冒頭に裁判事例として挙げられている *татьба с поличным* とは、自分のもとで盗まれた品が告発相手のもとで発見されたという証拠に基づく窃盗の告発事件であり、被害者が窃盗者を告発している係争事件を論じている。「ホロープ問題」の事件もホロープの逃亡と隠匿などホロープ所有者の利害にかかわる訴訟などが考えられる（第 36,37 条の註参照）。むしろ近代的な刑法や市民法的な区別の存在しなかった時代の裁判法であり、この条項にも刑法犯罪事件、犯罪の関係した訴訟事件が一つの条項にくくられているものと思われる。*поголовщина* とは殺人のこと、*полевая грамота* は決闘（поле）によって決せられた事案に関する判決状。

【第 34 条】

[テキスト]: А кто на кого возмет грамоту судную, а будет ему дело до судьи или до истца, ино ему переговариваться с ними месяц: а не почнет переговариватьца в тот месяц, ино взять на него приставы с веча, да имать его в городе и в селе с тыми приставы; а почнет хорониться от приставов, ино его казнить всим Великим Новымгородом.

[ジミン訳]: Если будет вынесено судебное решение и лицо, проигравшее процесс, захочет договориться с судьей или с противной стороной, – то оно может договариваться с ними в течение месяца; если же (это) лицо не захочет договориться в течение месяца, то (следует), взяв у веча судебных исполнителей, забрать это лицо с их помощью в городе или в селе; если оно станет прятаться от судебных исполнителей, то (пусть) его накажет весь Великий Новгород.

[ヴェルナツキー訳]: And if anyone [wins a lawsuit and] receives a copy of the court decision, the defendant must pay his score both to the judge [as court fees] and to the plaintiff, within a month. And if he does not settle his score within a month, the plaintiff may apply to the city assembly for constables in order to apprehend the defendant, be it in the city or in a village. And if the defendant hides from the constables, the whole authority of Novgorod the Great is against him.

[試訳]: 裁判である者が勝訴して判決状が与えられ、敗訴した側に裁判官や勝訴した相手への支払いの義務がある場合、敗訴者は裁判官および勝訴者との間でこの支払いにつき合意を望むなら、判決から 1 ヶ月以内に取り決めを結ぶ。しかし敗訴者がその 1 ヶ月の間に合意を望まなかった場合、勝訴者は申請して民会から相手を捕えるためのプリスタフを受け取り、これらプリスタフとともに都市なり村なり赴いて敗訴者を捕える。敗訴者がこれらのプリスタフから身を隠すようなことがあれば、全ノヴゴロドがこの者を罰する。

[註]: 裁判で敗訴となった者が裁判官に支払うべき手数料や勝訴者に払うべき金額は判決が出た時点から 1 ヶ月以内に決済しなくてはならず、支払いの形態や期限などにつき裁判官や訴訟相手と合意を取り付けることが出来るのはこの 1 ヶ月以内に限られるとする条項。а будет ему дело до судьи или до истца の部分は理解に苦しむが、「裁判で敗訴した者が、その敗訴に伴って裁判官には裁判手数料、勝訴した係争相手には争っていた対象価格や賠償金などを支払う義務があり、そうしたことを両者と話し合っ

事がある」といったニュアンスをもつものと解釈した。そして敗訴者が結審から1ヶ月以内に勝訴者や裁判官との合意を成立させない場合、勝訴者は「民会からプリスタフ」を受け、このプリスタフの助力でこの敗訴者を逮捕し、強制的に判決結果を執行して取り立てを行うのである。債権の取り立ては係争者間の私的な関係の延長であるが、そこに民会のプリスタフが関与することで半ば公的な関係となり、敗訴者がプリスタフから「身を隠して」逃れるということになると、彼は「全ノヴゴロド」すなわち民会による処罰の対象にさえなった。

【第35条】

[テキスト]： А кого опослушествует послух, ино с ним уведается в две недели; а в те две недели не дастся послух позвати, ино позвати истця; а послух истецъ хорониться, ино то послушество не в послушство, а другого истця тым и оправить. А кто не почнет позывать в те две недели послуха или истца, ино дать на него грамота судная по тому послушству.

[ジミン訳]： Если кого-либо уличит свидетель, то (следует) с ним встретиться в течение двух недель; если в течение этих двух недель свидетель не пожелает пойти (на очную ставку), то (следует) позвать сторону (в чью пользу были показания); если же (эта) сторона будет укрываться (от очной ставки), то показания свидетеля не учитываются, а сторона (уличенная свидетелем) тем самым оправдывается. Если же (эта сторона) в течение этих двух недель не вызовет (на очную ставку) свидетеля или другую сторону, то в соответствии со (свидетельскими) показаниями выдается судебное решение (в пользу другой стороны).

[ヴェルナツキー訳]： And if anyone is charged by a witness with some crime, he may challenge the witness within two weeks; and if the witness evades the challenge for two weeks, the defendant approaches the plaintiff; and if the witness hides from the plaintiff, the charges of such a witness are no charges, and the defendant stands acquitted. And if the defendant does not challenge either the witness or the plaintiff within two weeks, [he stands accused], and the judge issues a writ against him on the evidence of the charges.

[試訳]： ある者がある証人に不利な証言をされたなら、2週間のうちにその証人と対決せねばならない。証人がこの2週間のあいだ召喚に応じないときは証人側の係争者本人を呼び出す。また証人が相手の係争者から身を隠すならば、この証人の証言は証言として認めず、不利な証言をされた側係争者の勝訴とする。他方、この証人あるいは相手側係争者本人を2週間のうちに召喚しないならば、判決状はこの証言に基づいて下される。

[註]： 証人を法廷に召喚するための期限は2週間であることを定めた条項。ここでは係争相手の証人が自分に不利な証言を行ったとき、それから2週間以内にその相手側証人(証人が応じない場合には相手側の係争者本人)を法廷に呼び出して対決をする必要があるとしている。опослушествовать という動詞は ПСГ の第 117 条にも出て来て、ある者が他人の髯を引きちぎったことを証言した者は宣誓のうえ不利な証言を与えた相手と決闘を行わねばならないとしている (17,134)。この条項との連想からであろうが第 35 条も不利な証言をされた者はその証人を司法上の「決闘」の場に呼び出すことを問題にしているとの理解もあるが、条文に決闘=ポーレの語も見られない以上そうした解釈は無理である (2,240-241)。不利な証言を受けた側がその証人を法廷に召喚したが、証人がこれに応じず身を隠してしまえば証人の側の敗訴となり、また不利な証言を受けた側が証言から2週

間以内に証人の法廷召喚を行って対決しないばあいには証言者の側の勝訴が確定する。中世ロシアの *послух* は単なる証人 (*свидетель*) ではないという理解がある。*послух* は係争者の一方の明確な擁護者であり、その意味では係争者を代弁する者、НСГにおける代表者 (*ответчик*) に近い存在で、係争者が自分の側の証人として指名し、かつその証人が進んで自分の証言の正しさを相手との決闘によっても擁護しようとするような者が *послух* となったのであり、法廷での証言の証拠としての力はたんなる *свидетель* より強いものだったとするのであるが (14,357–359)、НСГに見られる *послух* 関連の諸条項がそうした理解と必ずしも合致しているようには思われない。

【第 36 条】

[テキスト] : А кому будет дело до владычня человека, или до боярского, или до житейского, или до купецкого, или до монастырского, или до кончанского, или до улитцкого, в волости о татбе, и о розбое, и о грабежи, и о пожозе, и о головщине, и о холопстве, а кто будет крест целовал на сей грамоте, ино ему речи правое слово а рука дать по крестному целованью, что тот человек тать и разбойник, или грабезджщик, или пожегщик, или душегубец, или холоп; ино в коей волости будет от владыки волостель, или поселник, ино им поставить того человека у суда; а боярину и житьему и купцю, и монастырскому заказчику и поселнику, и кончанскому и улитцьскому, также своих людей ставить у суда; а срок взять на сто верст три недели, а ближе и дале по числу; а до суда над ним силы не деять, а кто силу доспеет ино тым его и обвинить.

[ジミン訳] : Если у кого–либо из присягавших этим законам в волости будет тяжба с владычним человеком, или с боярским, или с житьим, или с (человеком) истца, или с монастырским, или с жителем (новгородского) конца или улицы по делу о воровстве, разбое, грабеже, поджоге, убийстве, холопстве, – то ему сказать по правде и поручиться, что (обвиНяемый им) человек (действительно) вор и разбойник, или грабитель, или поджигатель, или убийца, или холоп. Если в какой–либо волости будет владычный или сельский приказчик, то им (следует) привести на суд этого человека; боярину, житьему, купцу, монастырскому приказчику и сельскому приказчику и административным лицам (новгородского) конца или улицы также (следует) привести на суд своих людей, взяв (для этой цели) отсрочку (из расчета) на 100 верст 3 недели, а если (указанные люди находятся) дальше или ближе этого, то исходя из (этого) расчета; до суда над обвиняемым никакого насилия не учинять; если же кто–либо учинит насилие, то тем самым его и обвинить.

[ヴェルナツキー訳] : And if [a Novgorod citizen] charges a man subject to the authority of the archbishop, or of a boyar, or of a middle-class burgher, or of a merchant, or of a monastery, or of a city district guild, or of a street guild, with a crime committed in a country district - such as theft, or robbery, or burglary, or arson, ro murder, or with being his runaway slave – the claimant, provided he has been duly sworn to obey the law according to this charter, may present to the authorities his statement, signed by him and confirmed by oath, to the effect that the man he charges is indeed a thief, or a robber, or a burglar, or an incendiary, or a murderer, or [his runaway] slave. And the archbishop's officials in the country district [referred to by the claimant] - the bailiff, or the village steward – must bring that [suspected] man to the court; and the boyar,

or the middle-class burgher, or the merchant, or the monastery bailiff or the village steward, or the city district elder, or the steet elder, likewise must bring that [suspected] man to the court. And the term [for producing him] is three weeks for a distance of 100 versts, and more or less proportionally. And nobody shall abuse him prior to the hearing of the case in the court; and whoever abuses him, himself stands accused.

[試訳]: ある者が大主教、貴族、有産市民、商人、修道院、5区および街区の支配下の者を、その者がある属州の郷において窃盗、強盗、略奪、放火、殺人の犯罪をおかしたとして、あるいは逃亡ホロープであるとして告発する場合、その告発者がすでに本裁判法への十字架接吻の宣誓を行っていれば、告発を受けた者が間違いなく窃盗、強盗、略奪、放火、殺人の犯罪をおかし、あるいは逃亡ホロープである旨の署名付きの陳述書を宣誓のうえ提出する。また犯罪が告発された郷における大主教の郷長や村管理人は告発された者を法廷に出頭させねばならず、あるいは貴族、有産市民、商人、修道院所領管理人や村管理人、5区や街区の長も告発された自分の支配下の者を法廷に出頭させねばならない。被疑者を法廷に連行するための期限は法廷までの距離が100露里につき3週間とし、これより遠い場合あるいは近い場合も同じ割合で期限を増減する。被疑者に対し裁判以前にはいかなる強制力も加えてはならず、強制力を加えた者はそのことで罪となる。

[註]: ノヴゴロドの属州で窃盗、強盗、略奪、放火、殺人などの犯罪や逃亡ポロープに関する隠匿が生じたとき、それを告発する手続きおよび被疑者を裁判所に送り届ける手続きを定めた条項。告発者は「ある者が」(А кому)とだけあってノヴゴロド市民一般が想定されているが、被疑者として想定されているのは、大主教、貴族、有産市民、商人、修道院、ノヴゴロド市内の5区や街区などの человек とある。このチェラヴェークには大主教、貴族、有産市民、修道院などの支配に服するホロープ、下僕、隷属民などが含まれるのは当然であるが、商人のほか五区や街区など都市ノヴゴロド内の地域共同体に所属する者も含まれており、必ずしも直接の隷属民だけを指しているわけではない。それゆえここでは「誰々(何々)のチェラヴェーク」を「誰々(何々)の支配下の者」とした。上記の重大犯罪が起きる場所として想定されているヴォロスチ(волости)とは、ノヴゴロド領の中心部分をなす5州(ピャッチナ)の外部、とりわけ北部および東北部に広がる広大な属州中に数多く存在する行政単位のことを示しており、ここでは「郷」の語をあてた。あるノヴゴロド市民が大主教、貴族、有産市民、商人、修道院、5区、街区などの支配に属するある者が特定のヴォーロスチにおいて窃盗、強盗、略奪、放火、殺人などの重大な罪を犯したとして当局に告発する場合、その告発者がノヴゴロド裁判法の遵守をすでに宣誓したことがある者であるなら、その告発は告発者の署名と宣誓を伴う文書の形で受理され裁判に付されるという趣旨である。この問題が審理される裁判は重大犯罪である点からみて第2条に規定される「市長と大公代官」による最上級の共同裁判であると考えられる。その点は「襲撃」や「略奪」などの行為を伴う土地争いが「大公ならびに大ノヴゴロド」が折半の科料を徴収する共同裁判の対象になっていることから類推できよう(第10条参照)。このような告発が受理された場合、その被疑者に対する在地の支配者ないし管理者である「大主教の郷長」(от владыки волостель)と「村管理人」(поселник)、あるいは貴族、有産市民、商人、修道院の所領管理人(монастырьскому заказщику)と村管理人、さらに5区や街区の長(кончанскому и улитцскому)は、自分の管理下にある被疑者を法廷に出廷させなければならない。「大主教の郷長」と「村管理人」を主語にしている部分では им

поставить того человека у суда とあり、貴族、有産市民、商人、修道院の所領長と村管理人、5区や街区の長が主語のところでは также своих людей ставить у суда となっている。双方とも上述の地域管理者はノヴゴロドで開かれる重大な犯罪に対する裁判に被疑者を送付頭させる義務があるとしているのであるが、ヤニン刊行版のコメンタールは前者について「大主教の郷長」自身がこの重大犯罪に対する裁判を開催したと理解し、「この条項はノヴゴロドにおける大主教裁判の広い管轄権を証言している」(4,319)としている。しかし大主教の地方行政官が殺人や放火などの裁判を現地で行ったとは考えがたく、またこの理解からすれば大主教の役人に続いて列挙されている貴族、有産市民、商人、修道院の所領長と村管理人、5区や街区の長たちもそれぞれ独自の裁判権を行使し、重大刑法事件の被疑者となった自分の管理下にある人々を直接裁いていたことになり、ますます信じ難い結論を導くことになる。ジミンも第36条を解説するコメンタールのなかで、この条項は「ノヴゴロド大主教のヴォーロスチェリによる裁判権が地域行政における大きな役割を示している」(2,241)と述べ、上記の部分と同じく大主教の郷長が上記の犯罪につき直接裁判権を行使していたとの理解を示している。しかし両者とも、貴族以下街区長までのすべての管理者もまた также своих людей ставить у суда とあるのをどう整合的に理解しているのか、示していないのはまったく不可解である。

【第37条】

[テキスト] : А кого утяжут, а дался в грамоту, ино ему у того осподаря в волости не жить, а имет жить у того осподаря в волости, а доличят, ино тои государь те убытки подоймет; а бежит в иную во чью волость, ино тому государью выдать его тому истцю, а в иную ему волость не отсылати по крестному целованью, ни его людем; а о иных делех, ино знать истцю истца. А не скажет кто того человека у себя по крестному целованью да и руку даст, что там ему не быть, а уличат, что у него в волости, ино тои государь тому истцю убытки подоймет; а к коему государю в ыную волость прибежит, ино тому государю поставить его у суда по крестному целованью. А кто не поставит, ино взять на том заклад по ноугородской грамоте.

[ジミン訳] : Если у кого-либо выиграют процесс, а он оформил грамотою (свои зависимые отношения к феодалу), то ему не (следует) жить в волости у господина; если же он будет жить в волости у этого господина и (об этом узнают), то этот господин и возмещает убытки (которые причинила сторона, проигравшая процесс). Если же он (т.е. проигравший процесс) убежит (от этого господина) в чью-либо волость, то господину (этой волости следует) выдать его стороне (выигравшей процесс); ни ему (т.е. господину), ни его людям в соответствии с присягой не следует отсылать (беглеца) в другую волость; в других делах (пусть) стороны разбираются между собою сами. Если же кто-либо под присягой станет отрицать (присутствие) у себя этого человека и поручится, что не будет его скрывать, а обнаружат, что (бежавший находится) у него в волости, то этот господин и возмещает убытки стороне (выигравшей процесс). Если (беглец) прибежит в чью-либо волость, то господину (этой волости следует) привести его в соответствии с присягой на суд; если же (он) не приведет на суд (беглеца), то (следует) взыскать с него судебные штрафы по новгородским законам.

[ヴェルナツキー訳]： And if a man charged [with a crime or claimed by the plaintiff as his runaway slave] registers as the slave of another, the [new] owner may not keep him in his house; and if he keeps him and is detected, he has to pay damages. Nor may the owner send that man away into another country district; if sent away, the man has to be surrendered to the plaintiff. And no country district authorities shall accept that man, in accordance with their oath. [All the above regulations are issued for the cases of this nature only] and in other kinds of cases the litigants deal with each other [without the assistance of the said authorities]. And if anyone kisses the cross and signs the promise that he will not keep that [suspected] man in his country district, [and keeps him] and is detected, he has to pay the damages to the plaintiff. And if the man moves into another country district, its authorities must bring him to the court, according to their oath; and if they fail to bring him to the court, they are fined in accordance with the Novgorod Charter.

[試訳]： 主人のもとにある者が別の者から訴えられて敗訴し、その者が訴えた者の完全ホロープたることがホロープ文書により認定された場合、今の主人のもと属州の郷において暮らしていくことは出来ない。この者が郷の中の今の主人のもとで暮らしつづけ、見つけ出されれば、今の主人が損害賠償の責任を負わねばならない。また敗訴者が別の誰かの郷に逃亡した場合には、その郷の主人が勝訴した者にこの者を引き渡さねばならない。この逃亡先の主人も、またこの主人に仕える下僕たちも十字架接吻の宣誓を忠実に守り、この逃亡者を別の郷に送ってはならない。そのほかの案件については、係争者同士がお互いの間で処理する。またある者が自分のところにその逃亡者はいないと十字架接吻の宣誓を行い、また自分のもとに受入れることもしないと請け負ったが、後にその者の郷に居ることが露見したなら、その主人は勝訴した告訴者に損害賠償を行う。この者が別の郷の主人のもとに逃亡した場合には、その主人は十字架接吻の宣誓にしたがいその者を法廷に出廷させる。出頭させない場合には、その主人にノヴゴロド裁判法に基づき科料を科す。

[註]： 前第 36 条において窃盗、強盗、略奪、放火、殺人などの犯罪とならんでただ一つ異質な「ホロープ」にかかわる告発が挙げられているが、第 37 条はこの部分につきに具体的かつ詳しくとりあげてみるとみてよい。この条項中にはホロープの語は見られないが、*дался в грамоту* とは自分の身柄を売却したり、あるいは何らかの事由で相手の「完全ホロープ」となることを認める証文 (*полная грамота*) を作成することを意味しているから、この条項が第 36 条のホロープにかかわる告発の問題を受けていることは明らかである。第 36 条はノヴゴロド属州農村の郷においてある領主の支配下に暮らしていた者が別の市民から告発される場合を想定しているが、窃盗、強盗、略奪、放火、殺人といった刑法犯罪とならぶ重要な犯罪として *о холопстве* があげられ、しかも第 37 条ではこのホロープの件で告訴された者が敗訴して「完全ホロープ文書」により告発者の完全奴隷となる判決を受けたのだと考えられる。これらの事実から推定できることは、*о холопстве* に関する告発が具体的には逃亡ホロープに関する告発だったということである。上の訳が示しているようにヴェルナツキーも同じ理解をとっている。逃亡した自分のホロープ (その他の隷属民) を属州農村のある領主のもとで発見したノヴゴロド市民が「この者は自分のもとから逃亡したホロープである」と告発したケースを論じていると見るのが妥当であろう。なぜならルースカヤ・プラウダでも自由人の自己売却、ザークプが主人により売却された場合などのほか、逃亡したホロープは「完全ホロープ」つまり文字通りの完全な奴隷身分にされたからである (但しキエフ時代の完全ホロープはオベリーリヌィ・ホロープと呼ばれた。第

22条の註参照)。第37条はさらに、裁判である市民の「完全ホロープ」となった者を自分の所領内に隠匿する領主に所有者への損害賠償責任を規定し、自分のもとで逃亡者を発見した領主はもとの所有者への引き渡し、あるいは裁判所に出頭させるなどの義務を負うとしている。モスクワ時代に重大化したホロープや隷属民の逃亡および他領主によるその隠匿問題は、ノヴゴロド社会にも無縁ではなかったことが知られよう。なお、前文ではモスクワ大公を *госуподин* と呼び、ノヴゴロド国家を *государь* の称号で呼んでいるが、本条ではホロープの主人ないし所有者が *госдари* や *господари* (*осуподарь*) などの語で呼ばれており、1477年にノヴゴロドがイワン3世を「*господин*」でなく「*госдари*」と呼ぶ書簡を送ったとの口実のもと、イワン3世がノヴゴロドに「服従」を迫った事件を考えあわせて興味深い。*господари* には「君主」のほか「ホロープの主人」にニュアンスがあったように思われるからである。また第37条の末尾において、ノヴゴロド裁判法が「ノヴゴロドの文書」の名で登場している。

【第38条】

[テキスト] : *А кто на кого взговорит на владычня человека, или на боярского, или на житеьго, или на купецкого, или на монастырьского, или на кончанского, или на улицкого, а будет сам креста не целовал на сей грамоте, и он сам уведается с своим истцом по своей исправе, опрочь осподаря.*

[ジミン訳] : *Если кто-либо возведет обвинение на владычня человека, или на боярского, или на княжьего, или на (человека) купца, или на монастырьского, или на житеьго (новгородского) конца или улицы, а сам не присягал этим законам, то пусть сам своими силами разбирается со своим ответчиком, не привлекая (его) господина.*

[ヴェルナツキー訳] : *And if anyone charges a man subject to the authority of the archbishop or of a boyar, or of a middle-class burgher, or of a merchant, or of a monastery, or of a city district guild, or of a street guild, with some crime, and has not kissed the cross to obey the law according to this charter, he has to deal directly with the defendant.*

[試訳] : ある者が大主教、貴族、有産市民、商人、修道院、5区および街区の支配に属するある者が罪を犯したとして告発する場合、告発者は自らが本裁判法への十字架接吻の宣誓を行っていないならば、自ら告発する相手とのあいだで直接、相手の者の主人の助力なしに法手続きを進める。

[註] : 告発者は「ある者」とだけあり、また告発される者も大主教、貴族、有産市民、商人、修道院、5区および街区などの *человек* となっている点から明らかなように、この条項は第36条とパラレルな関係にある。両条項において対比的に叙述されている点の第一は、第36条の告発者がすでにノヴゴロド裁判法の遵守の宣誓を行った者であるのに対し、第38条の告発者はこの宣誓を行っていないこと、第二は、第36条では告発者の告発は受理され、被疑者の支配者ないし管理者（大主教、貴族、有産市民、商人、修道院、5区、街区）は自分の支配下にある被疑者を送って法廷に立たせる義務を負うのであるが、第38条では告発者は「主人の助けなしに」（*опрочь осподаря*）自分の力で告発した相手との裁判の手続きを進めなくてはならないこと、である。ヤニン刊行版のコメンタールで *опрочь осподаря* の可能な1つの解釈として *без помощи осподаря Векикого Новгорода, т.е. без новгородского суда* の意味とも取れるとしているが（4,319）、第36条では被疑者となった

「チェラヴェーク」の主人ないし管理者がその被疑者を法廷に送る義務が決められていることに照らせば、本条で告発者に助力を与えないとされている *осподарь* は大ノヴゴロドのことではなく、被疑者の「主人」ないし「上に立つ支配者」を意味していると思われる。第 36 条に言及されていた窃盗、強盗、略奪、放火、殺人、ホローブ問題といった具体的犯罪例はこの条項では列挙されておらず、また犯罪が生じた場所がヴォーロスチであることも述べられていないが、前条の繰り返しを避けた省略と理解してよいと思われる。またジミンはこの条項では被疑者として「すべての自由人」が念頭に置かれているのか、それとも「第 37 条のように隷属民」を想定しているのか明白でない、と指摘している (2,242)。しかし第 36 条の註でも述べたように、大主教、貴族、有産市民、修道院などの「チェラヴェーク」と呼ばれている属州住民の多くが隷属農民やホローブや下僕など従属的な人々を意味していることは事実であるが、ここには都市内の地域共同体である 5 区や街区の「チェラヴェーク」も商人の「チェラヴェーク」も含まれており、被疑者の範囲は自由人と隷属民をどちらかに限って想定されてはいないと考えられるべきであろう。なおジミン訳 2 行目の *на княжьего* は *на житьего* の誤植、3 行目の *на житьего* はおそらく *на жителя* の誤記と思われる。

【第 39 条】

[テキスト]: А кто обещается к суду к коему дни, ино после обета остылки к нему не слать; а не сядет судья того дни, ино коли судья сядет ино тогда к нему отсылка; а не видит отсылки, и почнет хорониться, ино слать к нему отсылка в двор трижды, да и биричем кликать; а не станет к суду, ино дать на него грамота обетная, а обету болши трех денег не быти.

[ジミン訳]: Если кто-либо даст обещание явиться на суд в кокой-нибудь день, то после дачи (такого) обещания вызова (на дом) к нему не посылать; если не будет судья производить разбирательства в этот день, то послать к нему вызов тогда, когда судья вступит в исполнение своих обязанностей; если он не получит вызова и будет скрываться, то (следует) трижды послать вызов к нему на двор и объявлять (о вызове) бирючам; если же (все равно) не явится на суд, то (следует) выдать решение, признающее его проигравшим процесс вследствие неявки на суд; плата за составление этого решения не может быть больше 3 денег.

[ヴェルナツキー訳]: And whoever has agreed upon the time of his appearing before the court, no notices are sent to him; but if the judge postpones the term, he shall send notices to the litigants. And if a litigant hides from being served the notice, the notice is sent to him thrice, and he is called by a herald; if he does not then appear before the court, a writ is issued against him for the breach of a pledge and he is fined to an amount not over 3 denga.

[試訳]: ある決められた日に法廷に出頭すべく約定を行った者の場合、その約定の後にはこの者への召喚状は送付しない。しかしその日に裁判官が裁判を開かなかつた場合には、裁判官が実際に裁判を開始する日づけの召喚状を係争者に送付する。係争者が召喚状を見ずに身を隠すなら、その者の屋敷に召喚状を 3 度送付し、伝令官は彼への召喚状を大声で布告する。それでもその者が出廷しないならば、誓約不履行判決状を出してその者を敗訴とする。この判決状の手数料は 3 デニガを越えないものとする。

[註]: 第 39-41 条の 3 条はいずれも裁判への召喚に関連してさまざまな問題をテーマにしているが、第 39 条は特定の日に出頭することをすでに誓約 (обет) した係争者への召喚手続きに関する規定である。条項はまず、特定の日に出頭することをすでに誓っている (обещается) 係争者には裁判所から改めて出頭を命ずる召喚状は送付しないと述べている。この出頭の誓約を行った者が約束した日に出頭しなかった場合、この裁判では出席しなかった者が敗訴となり、相手側に誓約不履行判決状 (обетная грамота) と呼ばれる判決状が交付されてその勝訴が確定した。しかし第 39 条では係争者が出頭を約束した日に裁判官自身が法廷を開かず裁判開催日を延期した事例が想定され、この場合には改めて開廷日に関する召喚状を送り、係争者がこれを避けようとする場合には 3 度にわたってその屋敷に召喚状を送りつけ、さらに伝令官 (бирич) は公の場所で彼への召喚状を布告する措置をとるとしている。プスコフ裁判法 (第 25 条) では被告は法廷から召喚のために役人が派遣されて来たなら、教会広場に向いて召喚を受けなくてはならないと定め、被告が身を隠して喚問を受けようとしない場合には、教会司祭の立ち会いのもと、教会広場で召喚状が読み上げられるとなっている (17,53)。プスコフでは召喚状を被告のもとに運んだ役人が同時に伝令官の役目も果たしたことになる。ノヴゴロドのビリッチ=伝令官が大声で召喚状を読み上げたのも、農村の場合であれば教会の広場、都市であれば被告が所属する街区の広場や教区教会のような場所だったと想像できる。このような手続きがとられてもなお、召喚状および伝令官の布告で知らせた期日に係争者が出廷しない場合、最初に行った誓約に違反した者として敗訴の判決が下され、相手方に обетная грамота が与えられる。ジミンによれば、обетная грамота とは「明らかに無審理判決状 (безсудная грамота) の一種で、誓約 (обет) に反して係争者の一方が裁判に出頭しなかったことを事由としてもう一方の勝訴を記した文書」(2,242) である。試訳では「約定不履行によりその者を敗訴とする判決状」の意味をもたせて「誓約不履行判決状」と訳した。なお無審理判決状については第 8 条の註を参照。

【第 40 条】

[テキスト]: А примут позовника в селе, а почнут над ним силу деять, ино дать в позовниково место грамота безсудная племяннику его или другу.

[ジミン訳]: Если (где-нибудь) в селе насильно задержат лицо, посланное для вызова одной из сторон в суд, то (следует) выдать без судопроизводства решение (в пользу этого лица) его племяннику или другу.

[ヴェルナツキー訳]: And if [the defendant's partisans] seize the plaintiff in a village and abuse him, his nearest relative or friend receives from the judge a writ in his behalf against the defendant.

[試訳]: 被告側が原告である召喚者を村の中で捕えて無理やり拘束するならば、召喚者に代えてその親族あるいは友人に対して勝訴の無審理判決状を与える。

[註]: 原告が農村において被告側の暴力により拘束され法廷に出られない場合、原告に最も近い親族や友人が本人に代って法廷に立ち、審理なしに無条件で被告側の敗訴であることを記した判決、つまり無審理判決状 (грамота безсудная) がこれに与えられると規定する条項。позовник は法廷の執行吏の一種で係争者や証人などを法廷に召喚する役人を示す語として使われるのが一般的で、前条の註であげた ПСГ 第 25 条でも Позвник はそ

の意味で使われている（17,53）。しかし本条項では訴訟に訴えて被告を法廷に「呼び出す者」つまり原告の意味でこのポゾブニクの語を使っている（2,243）（4,319）。召喚役の法廷執達吏を拘束しても被告には何の意味もない。被告が原告本人の身柄を捕えて拘束したからこそ、法廷は出頭できなくなった原告の代わりにその親族や友人を代理人にたてて勝訴判決を行うと述べているのである。ここでは無審理判決状（безсудная грамота）は係争者の一方が定められた期日に法廷に出頭しなかったからではなく、相手を拘束して相手の法廷への出頭を不可能にするような不法を働いたため、相手方の勝訴判決として出されている。

【第 41 条】

[テキスト]： А кто кого позовет в селе позовкою или дворянином, ино дать срок на сто верст две недели, а дале и ближе, а то по числу.

[ジミン訳]： Если кто-либо захочет специальной грамотой или послав судебного исполнителя вызвать кого-нибудь (на суд) из села, то (следует) дать (для этой цели) срок (из расчета) на 100 верст 2 недели; если же больше или меньше (ста верст), то из того же расчета.

[ヴェルナツキー訳]： And when a claimant summons the other claimant from a village through a messenger or a squire, the term is two weeks for 100 versts, and more or less proportionally.

[試訳]： ある者が召喚状あるいは大公の役人を介して別のある者を村から裁判に召喚する場合、法廷に召喚するための期限は法廷までの距離が 100 露里につき 2 週間とし、これより遠い場合あるいは近い場合も同じ割合で期限を増減する。

[註]： 係争当事者を法廷に呼び出す場合、呼び出す相手の居住地と法廷との距離に比例して召喚に要する期間を調整することを定めた条項。具体的には 100 露里（約 107 キロ）の距離から召喚するのに要する日数を 2 週間と定めている。第 23 条および第 24 条は土地訴訟において証人などを法廷に召喚する場合に要する日数として 100 露里につき 3 週間としている。土地関連訴訟での証人の喚問にはそれ以外の訴訟での係争当事者の召喚より大きな日数を設定しているのは何故か、理由は不明である。チェレプニンは第 40 条および第 41 条も 1385 年編纂の НСГ にその源泉を求めているが、第 41 条について唯一その点に疑問を抱かせるのは第 23 条および第 24 条と異なる召喚期限が設定されていることだとしている（6,386）。原告が告訴により相手を法廷に呼び出すのは「ポゾフカによる（позовкою）か、あるいはドヴォリャニンを通じて（дворянином）」となっているが、ここでポゾフカ（позовка）と呼ばれているのは特定の日に法廷に出頭するよう促す裁判所からの召喚状ないし通知状のことで、プスコフ裁判法（第 20 条）で позовница と呼ばれている文書と同じである（17,49）。ポゾフカを携えて係争当事者のもとに赴く司法官吏が позовник であれば判りやすいのであるが、НСГ に唯一例登場する позовник は第 40 条でみたように、召喚役の官吏の職名としてではなく「原告」の意味で使われている。ポゾフカを運んだノヴゴロドの法廷吏はおそらく第 23 条に列挙されていた法廷執達吏（подвойский）、大主教宮廷官（софьянин）、伝令官（бирич）といった職名で呼ばれている人々であろう。これに対して原告が被告を法廷に召喚するもう一つのオータナディブとしてあげられている「ドヴォリャニンを通じて（дворянином）」とは都市ノヴゴロド側の役人ではなく大公側、つま

リノヴゴロド郊外にあった大公代官の城塞ゴロジシチェにいた大公側の司法行政官であるドヴォリャニンによる召喚を意味していると思われる。この点を非常によく示している史料が1456年のヤジェロヴィッツ条約以後に、ワシーリイ2世がノヴゴロド領内にあるルサの漁民に与えた特許状に、漁民たちに与えた特権の一部として裁判に関して次のように述べている部分である。「ゴロジシチェのわがドヴォリャニンも、またノヴゴロドのポドヴォイスキー、ピリッチおよび大主教のソフィアニンもルサのわが漁民たちをいかなる案件についても召喚してはならない」(А дворяном моим з Городища, ни подвойским новгородским, ни биричем, ни софьшном владычним моих тонников русьских не позывати ни в какове деле)。この特許状はモスクワ文書ではあるが、ノヴゴロド領内での裁判について具体的に言及しており、ドヴォリャニンがゴロジシチェに住む大公側の司法官吏、ポドヴォイスキー、ピリッチ、ソフィアニンがノヴゴロド側の官吏でともに「裁判への召喚」にたずさわっていたことを示している(2,119-200)。第23条の註も参照されたい。

【第42条】

[テキスト]: А от конца или от улицы и от ста и от ряду, итти ятцом двумя человеком, а иным на пособие не итти к суду на к росказу. А будет наводка от конца или от улицы или ото ста или от ряду, ино великим князем и Великому Ноугороду на тых дву человекех, по ноугороской грам

[ジミン訳]: От (новгородского) конца, от улицы от ста или от ряда (на суд) итти (всего) двум человекам, другим представителям на суде высшей и низшей инстанции не следует присутствовать. Если кто-либо из (жителей) конца, улицы, ста или ряда выдвинет (клеветническое) обвинение, то великим князьям и Великому Новгороду (следует) с тех двух человек в соответствии с новгородскими законами.....

[ヴェルナツキー訳]: Two men shall represent [in the court] a city district, or a street, or a hundred, or a row [in the litigations involving inhabitants of any of the town communities]; and no other men are to be let in to the court hall or allowed to take part in the hearing. And if [besides those two appointed men] the defendant's partisans from a city district, or street, or hundred, or row, throng in the court hall, the Grand Dukes and Novgorod the Great, in accordance with this charter, [fine] those two men

[試訳]: 5区、街区、百人組合および市場のリヤートからは2人ずつが審理に出席するものとし、その他の者は一般の裁判所にも上級審裁判所にも出席できない。5区、街区、百人組合、市場のリヤートから法廷に集団での押し掛けが行われた場合には、大公ならびに大ノヴゴロドはノヴゴロド裁判法に基づき、これら2人の者から....。

[註]: 現存するНСГの最終条項。条項の後半部分のテキストは欠損しているため、全体的内容は判らない。またНСГには第42条以後にも続きの条項があったのか否か、あったとすれば何条まであったのか、など一切不明である。残されている第42条前半部分は、裁判に出席する両係争者はそれぞれを2名の代表者から構成されると規定する第5条と密接な補完関係にある。第5条は係争者がそれぞれ2人ずつで裁判を争うべきこと、係争者はすべて自分が選んだパートナーと2人で相談しながら審理をすすめることを規定している。これに対して第42条では、2人でパートナーを組む係争者のそれぞれが実際にはノヴゴロド市内の区(конец)、街区(улица)のような地域的共同体、あるいは百人組合(сто)

や市場のリヤート (ряд) など商人や手工業者の組合といった同一の社団なり共同体なりを背景としていたことを明らかにしている。しかもここで問題にされているのは、裁判上の争いが個人だけでなくこうした共同体や社団との繋がりをもっていたために、係争相手や裁判官に圧力をかける目的で法廷の場に集団で押しかける行為、すなわちナヴォトカ (наводка) がしばしば行われることになった(ナヴォトカについては第6条の註も参照)。本条はそれゆえ法廷には2人が代表として出廷するほか誰も出てはならないとし、もし区、街区、百人組合、市場リヤートなどによる「ナヴォトカ」があれば、「大公と大ノヴゴロド」が2人の代表に対し、ノヴゴロド裁判法に基づいて、、と科料や処罰を示唆している。なお、原告ないし被告の側を代表して法廷に立つ2人の出廷者(ятцов)だけに出席が許され、それ以上の多人数の出席やナヴォトカが許されないのは上級審裁判だけでなく下級審裁判(росказ)の法廷でも同じであった。росказ に関してはジミンの理解を採用しているが、この点については第21条の註を参照されたい。

Ⅲ ノヴゴロド裁判法 用語インデックス

原語	訳語	使用条項
Архиепископство	大主教位	前文,1
Бирич	伝令官	23,39
Благословение	祝福	前文
Боярин, бояре	貴族	前文,1,6,10,16,17,18,26,36,38
Вдова	寡婦	16
Верста	露里	23,24,36,41
Вече	民会	前文,34
Виноватый	敗訴者,有罪となった者	6,10,23
Владыка	大主教	8,36
Волостель	郷長	36
Волость	郷	36,37
Волочити	[裁判を] 引き延す	9,28
Госуподин	ゴスポジン	前文
[Г]осуподарь	ゴスポダーリ	37,38
Государь	ゴスダーリ	前文,37
Грабеж	略奪	10,11,33,36
Грабежщик, грабешик	略奪者	表題,36
Грамота безсудная	無審理判決状	8,(31),33,40
Грамота Новгородская	ノヴゴロド裁判法	37,42
Грамота обетная	誓約不履行判決状	39
Грамота позовка	召喚状	41
Грамота полевая	決闘証文	33
Грамота [полная]	ホロープ文書	37

Грамота сия	本裁判法	14,16,25,26,36,38
Грамота срочная,срочная	合意文書 (延期召喚状)	24,30,31,34
Грамота [судная]	判決 (状)	7,8,11,12,31,33,34,35
Гривна	グリヴナ	8,23,24,33
Дворянин	大公の役人	41
Дело	訴訟 案件 告発	7,10,13,14,16,24,29,34,36,37
Дело земное	土地訴訟 領地訴訟	7,10
Денга	デニガ	8,39
Доклад	上級審裁判 (所)	6,26
Докладчик,докладшик	上級審裁判官	6,20,29
Душегубец	殺人者	36
Дьяк	書記官	21
Заклад	科料	表題,23,37
Земля	土地 領地	7,10,11,12,17,18,24,28
Искати,поискати	告訴する 訴える	11,13,14
Истец,истцы	係争者	6,7,10,11,13,15,16,23,24,28, 29,30,31,32,34,35,37,38
ключник	執事	8
Князь Великий	大公	前文,2,3,6,10,28,42
Конец,концы	区 五区	前文,26,36
Кончати	結審する 判決を下す	2,13,20,28,29,30
Крестное целование	十字架接吻の宣誓	4,13,14,15,16,17,18,19,24,25, 26,27,36,37,38
Куна	金銭	7
Купец,купцы	商人	前文,17,18,24,36,38
Люди	下僕 支配下の者	7,36,37
Люди житъи [Житъи люди]	有産市民	前文,1,6,10,16,17,18,26,36,38
Люди добрые	良き市民	25
Люди молодые	庶民	1,6,10(Люди черные も参照)
Люди черные[Черные люди]	庶民	前文(Люди молодые も参照)
Межа	境界	28
Межник	測量師	28
Монастырский заказчик	修道院所領管理人	36
Наводити	集団で押し掛ける	6
Наводка	集団の押し掛け	6,42
Наезд	襲撃	10,11
Наездщик	襲撃者	表題,10
Наежщати	襲撃する	7
Наместник владычен	大主教代官	5,6,8,27,28
Наместник великого князя	大公代官	2,3
Нареченный на архиепископство	指名大主教	前文,1

Неделя	週	23,24,26,35,36,41
Новгород Великий	大ノヴゴロド	前文,1,6,10,28,29,42
Обвинити,обинити	敗訴となる	14,15,32,36
Одрина	役所	25
Орудие	裁判 訴訟	9
Орудие земное	土地訴訟	28,29
Ответчик	代理人	15,18,19,32
Отвечати,отвечивати	代理を努める 反論する	11,14,15,18
Отсылка	召喚状	31,39
Пеня	罰金	12
Пересуд	再審	3
Печать	印章	8,21,24,30,31
Племенник	近しい親族	40
Поголовщина ,головщина	殺人	33,36
Подвойский	法廷執達吏	23
Пожегщик	放火犯	36
Позвати	[裁判に] 呼び出す	7,13,35
Позовка	召喚状	41
Позовник	召喚者 (原告)	40
Пожог	放火	36
Поле	決闘	6
Поличное	証拠物件	33
Посадник	市長	前文,2,5,6,8,9,24,27,28
Посадник владычный	大主教代官	9
Поселник	村管理人	36
Послух	証人	19,22,23,35
Посул	賄賂	26
Пристав	プリスタフ	16,25,26,29,34
Пъсковитин	プスコフ人	22
Разбой	強盗	33,36
Разбойник	強盗 (犯)	36
Розказщик	下級審裁判官	21
Рубль	ルーブリ	6,8,10,26,28
Ряд	リヤート	42
Село	村	7,34
Софьяне	大主教宮廷官	23
Срок	期日 猶予期間 延期	23,24,30,31,32,36,41
Старина	旧例	2,3,23,24
Сто	百人組合	42
Суд	裁判 審理 法廷	表題,1,2,4,5,6,7,10,13,15,20 23,24,26,28,29,30,36,37,39,40,42

Суд святительский	神聖なる裁判	1
Судья	裁判官	5,6,7,8,9,11,21,24,27,29,30,31 33,34
Татьба	窃盜	33,36
Тиун	チウン	3,25
Тысяцкий	千人長	前文,4,5,6,8,9,27,28
Убытка	損害	6,7,10,28,37
Улица	街区	36
Управа	証拠書類	24
Утяжати	勝訴する	7,10,11,12,33,37
Учан	川船 (ウチャー)	19
Холоп, холопство	ホローブ	22,33,36
Холоп одерноватый	完全ホローブ	22
Шабры	シャープル	24
Шестник	召喚役	23
Ярославово дворище	ヤロスラフ館	前文

刊行史料と研究文献一覧 (順不同)

[註で示した () 内の最初の数字は以下の文献名、カンマ以後の数字はそのページ数を示す]

1. М.Ф. Владимирский–Буданов, *Хрестоматия по истории русского права*. вып.1, Ярославль, 1872 (и разные издания).
2. А.А. Зимин (сост.), *Памятники русского права*. вып.1, М., 1953.
3. Г.Е. Кочин (сост.), *Памятники истории Великого Новгорода и Пскова*. М.–Л., 1935.
4. В.Л. Янин (ред.), *Законодательство Древней Руси*. том 1, М., 1988.
5. С.Н. Валк (ред.), *Грамоты Великого Новгорода и Пскова*. М.–Л., 1949.
6. Л.В. Черепнин, *Русские феодальные архивы XIV–XV веков*. ч.1, М.–Л., 1948.
7. Н.М. Карамзин, *История государства российского*. том 5, СПб., 1892. (Slavistic printings and reprintings, 1969, The Hague-Paris).
8. *Акты, собранные в библиотеках и архивах Российской империи Археографическою Экспедициею Академии Наук*. том 1, СПб., 1836.
9. С.В. Бахрушин (ред.), *Памятники история Великого Новгорода*. М., 1909.
10. Б.М. Кочаков, Новгородская судная грамота. *Ученые записки Ленинградского педагогического института*. том 5, вып.1. Л., 1940.
11. Л.В. Черепнин, *Образование русского централизованного государства в XIV–XV веках*. М., 1960.
12. В.А. Янин, Очерки момпрексного источниковедения. *Средневековый Новгород*. М., 1977.
13. А.С. Хорошев, *Церковь в социально–политической системе Новгородской феодальной республики*. М., 1980.
14. О.В. Мартышин, *Вольный Новгород. Общественно–политический строй и право феодальной*

республики. М., 1992.

15. В.Л. Янин, *Актовые печати Древней Руси в X–XV вв.* том 2, Новгородские печати в XIII–XV вв., М., 1970.
16. *Medieval Russian Laws*. Trans. & ed. by G. Vernardsky, New York, 1979.
17. 松木栄三『ノヴゴロド、プスコフ裁判法の分析による中世ロシア都市国家の社会・政治構造の研究 (平成8・9年度科学研究費補助金 研究成果報告書)』(平成10年3月)
18. Б.Д. Греков (ред.), *Судебники XV–XVI веков*. М.–Л., 1952.
19. М.Ф. Владимирский–Буданов, *Обзор истории русского права*, 4–е изд. Киев–СПб., 1905.
20. 松木栄三『ロシア中世都市の政治世界 都市国家ノヴゴロドの群像』彩流社、2002年